



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目次

規 則

- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第60号)..... 2225
- ◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第61号)..... 2226
- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第62号)..... 2226
- ◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第63号)..... 2231

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第421号)..... 2234
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第422号)..... 2234
- ◇道路区域の変更(第423号)..... 2234
- ◇道路の供用開始(第424号)..... 2234
- ◇自転車等の撤去と保管(第425号)..... 2235
- ◇道路区域の変更(第426号)..... 2235
- ◇告示の訂正(第427号)..... 2235
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第428号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第429号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第430号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第431号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第432号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第433号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第434号)..... 2236
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第435号)..... 2236

- ◇身体障害者福祉法による医師の指定(第436号)..... 2237
- ◇身体障害者福祉法による医師の指定内容の変更(第437号)..... 2240
- ◇身体障害者福祉法による医師の指定の取消(第438号)..... 2242
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第439号)..... 2244
- ◇自転車等の撤去と保管(第440号)..... 2244

公 告

- ◇開発行為に関する工事の完了(第381号)..... 2245
- ◇一般競争入札の執行(第382号)..... 2245
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第383号)..... 2250
- ◇一般競争入札の執行(第384号)..... 2250
- ◇都市公園の供用開始(第385号)..... 2253
- ◇開発行為に関する工事の完了(第386号)..... 2253
- ◇一般競争入札の執行(第387号)..... 2253
- ◇一般競争入札の執行(第388号)..... 2255
- ◇一般競争入札の執行(第389号)..... 2255
- ◇国土調査による地図及び簿冊の作成(第390号)..... 2257
- ◇開発行為に関する工事の完了(第391号)..... 2257
- ◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第392号)..... 2257
- ◇一般競争入札の執行(第393号)..... 2258
- ◇一般競争入札の執行(第394号)..... 2260
- ◇一般競争入札の執行(第395号)..... 2261
- ◇一般競争入札の執行(第396号)..... 2262
- ◇一般競争入札の執行(第397号)..... 2264
- ◇一般競争入札の執行(第398号)..... 2265
- ◇一般競争入札の執行(第399号)..... 2267
- ◇開発行為に関する工事の完了(第400号)..... 2275
- ◇開発行為に関する工事の完了(第401号)..... 2275
- ◇一般競争入札の執行(第402号)..... 2275

◇一般競争入札の執行 (第403号).....	2276	◇市税条例に基づく災害等による申告 等の期限の延長 (第164号).....	2296
◇開発行為に関する工事の完了 (第404 号)	2278	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第165 号)	2297
◇開発行為に関する工事の完了 (第405 号)	2278	◇差押解除通知書の公示送達 (第166 号)	2297
◇道路位置の指定 (第406号).....	2278	◇督促状の公示送達 (第167号).....	2297
◇川崎市視覚障害者情報文化センター の指定管理者の公募 (第407号).....	2279	上下水道局告示	
◇陽光ホームの指定管理者の公募 (第 408号).....	2279	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第37号)	2297
◇川崎市南部地域療育センターの指定 管理者の公募 (第409号).....	2280	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第38号)	2298
◇一般競争入札の執行 (第410号).....	2281	上下水道局公告	
◇条例環境影響評価書の公告 (第411 号)	2281	◇一般競争入札の執行 (第54号)	2299
◇公募型プロポーザルの実施 (第412 号)	2282	◇一般競争入札の執行 (第55号)	2299
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第413号).....	2283	◇一般競争入札の執行 (第56号)	2304
◇指定特定非営利活動法人となるため の申出 (第414号).....	2284	◇一般競争入札の執行 (第57号)	2304
公告 (調達)		◇一般競争入札の執行 (第58号)	2307
◇一般競争入札の公告 (第354号).....	2284	◇一般競争入札の執行 (第59号)	2308
◇一般競争入札の執行 (第355号).....	2286	◇一般競争入札の執行 (第60号)	2309
◇一般競争入札及び指名競争入札に参 加する者に必要な資格並びに資格審 査の申請方法及び申請時期等 (第356 号)	2287	◇一般競争入札の執行 (第61号)	2310
◇一般競争入札の執行 (第357号).....	2291	交通局公告	
◇一般競争入札の公告 (第358号).....	2293	◇一般競争入札の執行 (第49号)	2312
◇落札者等の公示 (第359号).....	2295	◇一般競争入札の執行 (第50号)	2314
税公告		◇一般競争入札の執行 (第51号)	2315
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 156号).....	2295	◇公募型プロポーザルの実施 (第52号)	2316
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第157 号)	2295	交通局公告 (調達)	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第158 号)	2296	◇一般競争入札の公告 (第8号)	2318
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 159号).....	2296	◇一般競争入札の公告 (第9号)	2319
◇差押解除通知書の公示送達 (第160 号)	2296	◇一般競争入札の公告 (第10号)	2321
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第161 号)	2296	◇一般競争入札の公告 (第11号)	2323
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第162 号)	2296	病院局公告	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第163 号)	2296	◇一般競争入札の執行 (第31号)	2325
		◇一般競争入札の執行 (第32号)	2328
		病院局公告 (調達)	
		◇一般競争入札の公告 (第10号)	2329
		◇一般競争入札の公告 (第11号)	2331
		◇落札者等の公示 (第12号)	2333
		教育委員会告示	
		◇教育委員会定例会の招集 (第19号)	2334
		◇教育委員会定例会の議事の追加 (第 20号)	2334
		監査公表	
		◇定期監査等の結果の報告に基づく措 置について (第6号)	2334

人事委員会公告

- ◇平成30年度川崎市職員（大学卒程度）
採用試験（民間企業等職務経験者）
の実施（第5号）…………… 2342

川崎区公告

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（川崎区第73号）…………… 2351
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（川崎区第74号）…………… 2351
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（川崎区第75号）…………… 2351

幸区公告

- ◇住民票の職権消除（幸区第28号）…………… 2351
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（幸区第29号）…………… 2352

中原区公告

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（中原区第42号）…………… 2352
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達（中原区第43号）…………… 2352

高津区公告

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（高津区第43号）…………… 2352
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達（高津区第44号）…………… 2352
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（高津区第45号）…………… 2353

宮前区公告

- ◇住民票の職権消除（宮前区第43号）…………… 2353
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（宮前区第44号）…………… 2353

多摩区公告

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（多摩区第57号）…………… 2353
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（多摩区第58号）…………… 2354
- ◇国民健康保険料に係る差押調書（謄
本）の公示送達（多摩区第59号）…………… 2354

麻生区公告

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（麻生区第39号）…………… 2354
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（麻生区第40号）…………… 2354

川崎区選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿への登録を行う日（川崎
区第3号）…………… 2355

幸区選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿への登録を行う日（幸区
第3号）…………… 2355

中原区選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿への登録を行う日（中原
区第3号）…………… 2355

多摩区選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿への登録を行う日（多摩
区第3号）…………… 2355

辞 令

- ◇7月31日付け…………… 2355

規 則

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第60号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

27	特定中小企業者認定事務専用市長印	〃	方21	中小企業信用保険法第2条第5項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項の規定による認定事務専用	経済労働局産業振興部金融課長及び中小企業溝口事務所長	経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所
----	------------------	---	-----	--	----------------------------	--------------------------

を

27	特定中小企業者認定事務専用市長印	〃	方21	中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項の規定による認定事務専用	経済労働局産業振興部金融課長及び中小企業溝口事務所長	経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所
----	------------------	---	-----	--	----------------------------	--------------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第61号

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市福祉事務所長委任規則（昭和47年川崎市規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「第55条の4第2項」の次に「（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、本則第3号ク中「及び第55条の5」を削り、「就労自立給付金」の次に「の支給」を加え、同号中ソをチとし、ケからセまでをサからタまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給に関すること。

コ 法第55条の6に規定する報告に関すること。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第62号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第24条中「就労自立給付金申請書」を「就労自立給付金支給申請書」に改める。

第36条を第39条とし、第32条から第35条までを3条ずつ繰り下げる。

第31条中「(第73号様式)」を「(第76号様式)」に改め、同条を第34条とする。

第30条中「(第71号様式)」を「(第74号様式)」に、「(第72号様式)」を「(第75号様式)」に改め、同条を第33条とする。

第29条第1項中「(第68号様式)」を「(第71号様式)」に改め、同条第2項中「(第69号様式)」を「(第72号様式)」に、「(第70号様式)」を「(第73号様式)」に改め、同条を第32条とする。

第28条中「(第67号様式)」を「(第70号様式)」に改め、同条を第31条とする。

第27条中「(第66号様式)」を「(第69号様式)」に改め、

同条を第30条とする。

第26条の次に次の3条を加える。

(進学準備給付金支給申請書)

第27条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金支給申請書(第66号様式)によるものとする。

(進学準備給付金支給・不支給決定調書)

第28条 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学準備給付金支給・不支給決定調書(第67号様式)によるものとする。

(進学準備給付金支給・不支給決定通知書)

第29条 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給又は不支給の決定について通知するときは、進学準備給付金支給・不支給決定通知書(第68号様式)によるものとする。

様式目次中

66	徴収金等支払申出書	第27条
67	保護施設設備計画書	第28条
68	繰替支弁施設指定申請書	第29条第1項
69	生活保護費繰替支弁金請求書	第29条第2項
70	生活保護費繰替支弁金計算書	第29条第2項
71	保護施設事務費精算書	第30条
72	保護施設事務費支出調書	第30条
73	保護施設設備費補助金精算書	第31条

を

66	進学準備給付金支給申請書	第27条
67	進学準備給付金支給・不支給決定調書	第28条
68	進学準備給付金支給・不支給決定通知書	第29条
69	徴収金等支払申出書	第30条
70	保護施設設備計画書	第31条
71	繰替支弁施設指定申請書	第32条第1項
72	生活保護費繰替支弁金請求書	第32条第2項
73	生活保護費繰替支弁金計算書	第32条第2項
74	保護施設事務費精算書	第33条
75	保護施設事務費支出調書	第33条
76	保護施設設備費補助金精算書	第34条

に改める。

第73号様式を第76号様式とし、第66号様式から第72号様式までを3様式ずつ繰り下げ、第65号様式の次に次の3様式を加える。

第66号様式

進学準備給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)

氏名 印

生活保護法施行規則第18条の9の規定に基づき、次のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日

3 進学先
学校名 _____

4 進学後の居住先 (該当する□内にレ印を記入してください。)
 大学等進学前と同じ住居に居住
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入してください。)
居住 (予定) 地 _____

5 添付書類

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
支店名 _____ 支店
預金種目 普通預金 当座預金 (該当する□内にレ印を記入してください。)
口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右詰めで記入してください。)
(フリガナ)
口座名義人 _____

※ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

第67号様式

進学準備給付金支給・不支給決定調書		
ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名
進学準備給付金支給・不支給決定伺		
進学準備給付金支給・不支給決定欄		
1 支給額	円	
2 進学先		
3 進学後の居住先		
決定理由		
支給日及び支給方法		

第68号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

進学準備給付金支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定内容
- 2 支給額 円
- 3 不支給の理由

- 4 支給日及び支給方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第63号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出し中「第1号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条第1項中「令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、「要介護被保険者」の次に「(次項に規定する要介護被保険者を除く。)」を加え、「100分の80」を「100分の80」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「令第22条の2第3項各号」を「政令第22条の2第4項各号」に、「場合には、」を「場合には適用せず、前項の規定は、同条第7項各号に掲げる場合には」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第1号被保険者であって政令第22条の2第5項の規定により算定した所得の額が同条第6項に規定する額以上である要介護被保険者が受ける前項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第12条の2の見出し中「第1号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条第1項中「令」を「政令」に改め、「居宅要支援被保険者」の次に「(次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。)」を加え、「100分の

80」を「、「100分の80」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「令」を「政令」に、「場合には、」を「場合には適用せず、前項の規定は、同条第6項各号に掲げる場合には」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第1号被保険者であって政令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が同条第5項に規定する額以上である居宅要支援被保険者が受ける前項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第3号様式（裏）注意事項第14項中「三割」の次に「(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は、四割)」を加える。

第3の2号様式（裏面）注意事項第1項中「必ず」を「、必ず」に改め、同注意事項第2項中「お支払いいただきます。」を「お支払いいただきます」に、「ありません。」を「ありません。）」に改め、同注意事項第6項中「三割」の次に「(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は、四割)」を加える。

第15号様式（裏）注意事項第14項中「3割」の次に「(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が3割である場合は、4割)」を加える。

第20号様式中

「

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者 /市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金※・障害年金）の合計額が年額 80万円以下 <small>(受給している年金に○印を付けてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金を含みます。以下同じ。</small>	受給している非課税年金の全ての保険者に○印を付けてください。
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計額が年額 80万円超 <small>(受給している年金に○印を付けてください。)</small>	日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済

」

を

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者 / 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額※1と非課税年金収入額（遺族年金※2・障害年金）の合計額が年額 80 万円以下 <small>※1 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額並びに年金に係る雑所得の金額を控除した所得金額です。以下同じ。 ※2 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金を含みます。以下同じ。</small>	受給している非課税年金の全ての保険者に○印を付けてください。 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計額が年額 80 万円超 <small>（受給している年金に○印を付けてください。）</small>	

に改める。

第20の3号様式中

	(認定内容) 負担限度額 (日額)		
適用年月日	食 費	:	円
	居住費又は滞在費		
	(ユニット型個室)	:	円
有効期限	(ユニット型準個室)	:	円
	(従来型個室) 特養等	:	円
	老健・療養等	:	円
	(多 床 室)	:	円

を

	(認定内容) 負担限度額 (日額)		
適用年月日	食 費	:	円
	居住費又は滞在費		
	(ユニット型個室)	:	円
有効期限	(ユニット型個室的多床室)	:	円
	(従来型個室) 特養等	:	円
	老健・療養等	:	円
	(多 床 室)	:	円

に改める。

第21号様式(表)中

ユニット型個室	円
ユニット型準個室	円
従来型個室(特養等)	円
従来型個室(老健・療養等)	円
多床室	円

に改め、同様式(裏)注意事項第1項中「指定介護療養施設サービス」の次に「介護医療院サービス」を加える。

を

ユニット型個室	円
ユニット型個室的多床室	円
従来型個室(特養等)	円
従来型個室(老健・療養等)	円
多床室	円

第25号様式中

「

1 ユニット型個室	3 従来型個室
2 ユニット型準個室	4 多床室

」

を

「

1 ユニット型個室	3 従来型個室
2 ユニット型個室的多床室	4 多床室

」

に改める。

第25の2号様式中

「

	(認定内容) 特定負担限度額 (日額)		
適用年月日	食 費	:	円
	居 住 費	:	
有効期限	(ユニット型個室)	:	円
	(ユニット型準個室)	:	円
	(従来型個室)	:	円
	(多 床 室)	:	円

」

を

「

	(認定内容) 特定負担限度額 (日額)		
適用年月日	食 費	:	円
	居 住 費	:	
有効期限	(ユニット型個室)	:	円
	(ユニット型個室的多床室)	:	円
	(従来型個室)	:	円
	(多 床 室)	:	円

」

に改める。

第26号様式(表)中

「

ユニット型個室	円
ユニット型準個室	円
従来型個室	円
多床室	円

」

を

「

ユニット型個室	円
ユニット型個室的多床室	円
従来型個室	円
多床室	円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付した介護保険被保険者証及び介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)(以下「介護保険被保険者証等」という。)は、それぞれの有効期限が満了するまでの間、改正後の規則の規定により交付した介護保険被保険者証等とみなす。
- 旧規則の規定により調製した帳票(第20号様式及び第25号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第421号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年7月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 自転車 (2,500円), 原動機付自転車 (5,000円), 自動二輪車 (10,000円).

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵、印鑑、住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第422号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成30年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域

平成28年川崎市告示第563号で告示した区域（川崎区富士見一丁目6番4の一部）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第423号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年7月23日から平成30年8月6日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: Old/New, Route Name, Area, Original Width (m), Extension (m), Remarks. It details changes to Route No. 48 in the Chitose area.

川崎市告示第424号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年7月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成30年7月23日から平成30年8月6日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
千 年 第48号線	川崎市高津区千年1137番20先	
	川崎市高津区千年1137番8先	

川崎市告示第425号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第426号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成30年7月24日から平成30年8月7日まで一般の縦覧に供します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	平 第196号線	川崎市宮前区平4丁目1580番3先	3.64	3.50	
		川崎市宮前区平4丁目1584番先			
新	平 第196号線	川崎市宮前区平4丁目1580番3先	3.82	3.50	
		川崎市宮前区平4丁目1584番先			

川崎市告示第427号

道路の区域の変更に関する告示の訂正について

平成30年5月15日川崎市告示第309号の表を次のとおり訂正します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

誤

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宿川原 第119号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2011番3先	8.00 ～ 8.50	61.62	
		川崎市多摩区宿河原3丁目2011番1先			
新	宿川原 第119号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2011番3先	6.63 ～ 7.53	61.62	
		川崎市多摩区宿河原3丁目2011番1先			

正

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宿河原 第119号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2011番3先	8.00 ～ 8.50	61.62	
		川崎市多摩区宿河原3丁目2011番1先			
新	宿河原 第119号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2011番3先	6.63 ～ 7.53	61.62	
		川崎市多摩区宿河原3丁目2011番1先			

川崎市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成30年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第436号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成30年 7月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
1	平成30年8月1日	大関 尚行	医療法人財団明徳会 総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	眼科	視覚障害
2	平成30年8月1日	近藤 亜紀	独立行政法人労働者健康安 全機構 関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	眼科	視覚障害
3	平成30年8月1日	鴨狩 ひとみ	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	眼科	視覚障害
4	平成30年8月1日	酒匂 丈裕	さこう眼科	中原区新丸子東3-1302 ららテラス武蔵小杉 4階 451	眼科	視覚障害
5	平成30年8月1日	金成 真由	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	眼科	視覚障害
6	平成30年8月1日	小川 智一郎	宮前平おがわ眼科 クリニック	宮前区南平台19-14	眼科	視覚障害
7	平成30年8月1日	貫野 彩子	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能 障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
8	平成30年8月1日	井上 大介	医療法人愛仁会 太田総合病院	川崎区日進町1-50	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能 障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
9	平成30年8月1日	近藤 農	医療法人愛仁会 太田総合病院	川崎区日進町1-50	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能 障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
10	平成30年8月1日	村上 希	医療法人葵会 A O I 国際病院	川崎区田町2-9-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能 障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
11	平成30年8月1日	猪狩 雄一	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能 障害 音声・言語又は そしゃく機能障害
12	平成30年8月1日	鹿島 悟	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	神経内科	音声・言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由
13	平成30年8月1日	田中 啓太	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	神経内科	音声・言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由
14	平成30年8月1日	磯谷 栄二	医療法人葵会 A O I 国際病院	川崎区田町2-9-1	脳神経外科	肢体不自由
15	平成30年8月1日	望月 俊宏	医療法人葵会 A O I 国際病院	川崎区田町2-9-1	脳神経外科	肢体不自由
16	平成30年8月1日	稲次 忠介	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎	川崎区浜町4-6-19	内科	肢体不自由
17	平成30年8月1日	畔柳 裕二	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	整形外科	肢体不自由
18	平成30年8月1日	山下 達也	川崎市 中央療育センター診療所	中原区井田3-16-1	リハビリテ ーション科	肢体不自由

19	平成30年8月1日	杉本 泉	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	神経内科	肢体不自由
20	平成30年8月1日	梶 友紘	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	脳神経外科	肢体不自由
21	平成30年8月1日	家 研也	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	内科	肢体不自由
22	平成30年8月1日	村上 賢一	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
23	平成30年8月1日	池田 哲也	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	脳神経外科	肢体不自由
24	平成30年8月1日	浅野 孝太	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
25	平成30年8月1日	星野 俊	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	神経内科	肢体不自由
26	平成30年8月1日	西村 敏	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
27	平成30年8月1日	軽辺 朋子	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
28	平成30年8月1日	大田 和枝	医療法人社団平郁会 青野診療所	宮前区鷺沼1-11-6 鷺沼第一ビル406	リウマチ科	肢体不自由
29	平成30年8月1日	北原 行雄	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	脳神経外科	肢体不自由
30	平成30年8月1日	大山 剛	医療法人葵会 A O I 国際病院	川崎区田町2-9-1	循環器科	心臓機能障害
31	平成30年8月1日	渡邊 直	社会医療法人財団石心会 川崎クリニック	川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング	循環器科	心臓機能障害
32	平成30年8月1日	大熊 慧	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
33	平成30年8月1日	中村 俊一	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
34	平成30年8月1日	眞鍋 宏美	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
35	平成30年8月1日	丸山 雄二	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	心臓血管 外科	心臓機能障害
36	平成30年8月1日	山崎 浩史	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	循環器内科	心臓機能障害
37	平成30年8月1日	樋熊 拓未	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	循環器科	心臓機能障害
38	平成30年8月1日	杵淵 聡志	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	心臓血管 外科	心臓機能障害
39	平成30年8月1日	貝原 俊樹	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	循環器科	心臓機能障害
40	平成30年8月1日	秋山 知明	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	内科	心臓機能障害 呼吸器機能障害
41	平成30年8月1日	志賀 光二郎	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	呼吸器外科	心臓機能障害 呼吸器機能障害
42	平成30年8月1日	松尾 基視	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	小児科	呼吸器機能障害
43	平成30年8月1日	四方田 大介	医療法人財団明徳会 総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	外科	呼吸器機能障害
44	平成30年8月1日	秦 美暢	医療法人葵会 A O I 国際病院	川崎区田町2-9-1	呼吸器外科	呼吸器機能障害
45	平成30年8月1日	坂東橋堅太郎	社会医療法人財団石心会 川崎クリニック	川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング	呼吸器科	呼吸器機能障害

46	平成30年8月1日	植村 信之	植村内科医院	幸区戸出本町1-44-5	内科	呼吸器機能障害
47	平成30年8月1日	佐藤 純平	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	呼吸器内科	呼吸器機能障害
48	平成30年8月1日	宮澤 知行	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	呼吸器外科	呼吸器機能障害
49	平成30年8月1日	木村 祐之	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	呼吸器外科	呼吸器機能障害
50	平成30年8月1日	今村 充	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	内科	呼吸器機能障害
51	平成30年8月1日	薄場 彩乃	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	呼吸器科	呼吸器機能障害
52	平成30年8月1日	諸星 晴菜	医療法人社団総生会 麻生総合病院	麻生区上麻生6-25-1	呼吸器科	呼吸器機能障害
53	平成30年8月1日	穂原 洋輔	医療法人社団総生会 麻生総合病院	麻生区上麻生6-25-1	内科	呼吸器機能障害
54	平成30年8月1日	熊田 千晶	社会医療法人財団石心会 川崎クリニック	川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング	腎臓内科	じん臓機能障害
55	平成30年8月1日	伊藤 賀恵	社会医療法人財団石心会 川崎クリニック	川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング	腎臓内科	じん臓機能障害
56	平成30年8月1日	中島 理美	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	じん臓機能障害
57	平成30年8月1日	江東 邦夫	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸 機能障害
58	平成30年8月1日	目時 弘彰	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸 機能障害
59	平成30年8月1日	麦島 康司	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
60	平成30年8月1日	大塚 裕介	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	腎臓内科	じん臓機能障害
61	平成30年8月1日	奴田原紀久雄	医療法人永生会 ブレイメン通り泌尿器科・ 腎臓内科クリニック	中原区木月1-28-5 メディカルプラザD 元住吉1F	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸 機能障害
62	平成30年8月1日	山野 水紀	学校法人 帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子5-1-1	内科	じん臓機能障害
63	平成30年8月1日	瀧 康洋	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	腎臓内科	じん臓機能障害
64	平成30年8月1日	角 浩史	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	腎臓 (高血圧) 内科	じん臓機能障害
65	平成30年8月1日	青木 直人	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸 機能障害
66	平成30年8月1日	佐藤 好嗣	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸 機能障害
67	平成30年8月1日	黒田 純子	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	外科	ぼうこう又は直腸 機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

68	平成30年8月1日	溝田 高聖	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	外科	ぼうこう又は直腸 機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
69	平成30年8月1日	中村 哲也	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	外科	ぼうこう又は直腸 機能障害
70	平成30年8月1日	和田 由大	学校法人 日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	消化器外科	ぼうこう又は直腸 機能障害 小腸機能障害
71	平成30年8月1日	高島 順平	学校法人 帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子5-1-1	外科	ぼうこう又は直腸 機能障害
72	平成30年8月1日	鹿島 剛	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	泌尿器科	ぼうこう又は直腸 機能障害
73	平成30年8月1日	三輪 純	独立行政法人労働者健康安 全機構 関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	消化器内科	小腸機能障害
74	平成30年8月1日	加藤 正樹	学校法人 聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	消化器科	小腸機能障害
75	平成30年8月1日	市川 武	医療法人社団こうかん会 日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	内科	肝臓機能障害
76	平成30年8月1日	鎌田 健太郎	独立行政法人労働者健康安 全機構 関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	消化器内科	肝臓機能障害
77	平成30年8月1日	森田 望	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	消化器 肝臓内科	肝臓機能障害
78	平成30年8月1日	河合 恵美	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	消化器内科	肝臓機能障害
79	平成30年8月1日	土肥 弘義	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢字都古255	消化器内科	肝臓機能障害

川崎市告示第437号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更

します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 県内市外からの転入

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名（所在地）	旧所属名（所在地）
1	平成30年4月1日	佐藤 新兵	視覚	眼科	独法）労働者健康安全機構関東 労災病院（中原区木月住吉 町1-1）	横浜市立大学 視覚再生外 科学（横浜市金沢区福浦3 -9）
2	平成30年4月1日	石井 宏志	呼吸	呼吸器内科	独法）労働者健康安全機構関東 労災病院（中原区木月住吉 町1-1）	独法）労働者健康安全機構 横浜労災病院（横浜市港 北区小机町3-211）
3	平成30年4月1日	山内 淳司	じん臓	腎臓・ 高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 （宮前区菅生2-16-1）	横浜市立大学附属病院 （横浜市金沢区福浦3-9）
4	平成29年9月16日	小野寺直樹	肢体不自由	神経内科	川崎ヒューマンクリニック （宮前区小台1-17-3）	横浜旭中央総合病院（横浜 市旭区若葉台4-20-1）
5	平成29年9月16日	三橋 成輝	肢体不自由	内科	川崎ヒューマンクリニック （宮前区小台1-17-3）	横浜旭中央総合病院（横浜 市旭区若葉台4-20-1）
6	平成30年3月31日	大平 千夏	音声・言語・ そしゃく 肢体不自由	リハビリテ ーション科	医社）総生会 麻生リハビリ 総合病院（麻生区上麻生6- 23-50）	湘南記念鎌倉クリニック （鎌倉市笛田2-6-13- 2F）
7	平成22年9月1日	新保 清	肢体不自由	総合診療科	重症児・者福祉医療施設ソ レイ川崎（麻生区細山1203）	太陽の門 福祉医療センタ ー（小田原市風祭563）

8	平成30年4月1日	大塚 邦憲	音声・言語・ そしゃく 聴覚・平衡	耳鼻咽喉科	医社)三成会新百合ヶ丘総合 病院(麻生区古沢字都古255)	恩賜財団済生会横浜東部病 院(横浜市鶴見区下末吉3 -6-1)
---	-----------	-------	-------------------------	-------	----------------------------------	---------------------------------------

2 川崎市内の異動

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	平成30年4月1日	堀越 邦康	ぼうこう・直腸	消化器科 一般外科	医社)和光会 総合川崎臨港 病院(川崎区中島3-13-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
2	平成30年1月1日	三浦 克洋	ぼうこう・直腸・ 小腸	消化器科	はなまる在宅クリニック(中 原区小杉御殿町1-974-2)	日本医科大学武蔵小杉病院 (中原区小杉町1-396)
3	平成29年7月3日	前田 壽哉	ぼうこう・直腸	内科・ 肛門科	ことぶきクリニック(多摩区 菅仙谷4-1-5-3階)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
4	平成30年4月1日	水越 元気	肢体不自由	神経内科	医社)三成会新百合ヶ丘総合 病院(麻生区古沢字都古255)	日本医科大学武蔵小杉病院 (中原区小杉町1-396)
5	平成30年4月1日	松井 宣昭	肝臓	消化器内科	医社)三成会新百合ヶ丘総合 病院(麻生区古沢字都古255)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
6	平成29年12月22日	村瀬 達彦	心臓	内科・ 循環器内科	新川崎むらせ内科循環器内科 (幸区北加瀬2-11-3)	社医財)石心会川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)
7	平成22年4月1日	大塚 征爾	肝臓	内科・ 消化器内科	川崎おおつか内科・消化器内 科(川崎区砂子2-62 川崎 三恵ビル4階)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)

3 指定医師の兼務

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	兼務先(所在地)	本務の医療機関(所在地)
1	平成30年4月1日	半田みち子	じん臓	内科	川崎駅前クリニック(川崎区 駅前本町12-1 川崎駅前タ ワーリパーク6F)	川崎市立井田病院(中原区 井田2-27-1)
2	平成30年8月1日	貫野 彩子	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	耳鼻咽喉科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
3	平成30年8月1日	中島 理美	じん臓	内科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
4	平成30年8月1日	江東 邦夫	じん臓・ ぼうこう・直腸	泌尿器科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
5	平成30年8月1日	目時 弘彰	じん臓・ ぼうこう・直腸	泌尿器科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
6	平成30年8月1日	黒田 純子	ぼうこう・直腸・ 小腸、肝臓	外科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
7	平成30年8月1日	溝田 高聖	ぼうこう・直腸・ 小腸、肝臓	外科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
8	平成30年8月1日	市川 武	肝臓	内科	医社)こうかん会こうかんク リニック(川崎区鋼管通1- 2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院(川崎区鋼管通1-2 -1)
9	平成30年3月1日	小向 大輔	じん臓	腎臓内科	社医財)石心会川崎幸クリ ニック(幸区南幸町1-27-1)	社医財)石心会川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)
10	平成30年4月1日	小柳 貴裕	肢体不自由	整形外科	川崎市立井田病院(中原区井 田2-27-1)	川崎市立川崎病院(川崎区 新川通12-1)

11	平成23年8月1日	三浦 克洋	ぼうこう・直腸・小腸	消化器科	日本医科大学武蔵小杉病院 (中原区小杉町1-396)	はなまる在宅クリニック (中原区小杉御殿町1-974-2)
12	平成30年5月21日	金成 真由	視覚	眼科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
13	平成30年6月4日	篠原 健介	音声・言語・そしゃく・肢体不自由	神経内科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
14	平成30年6月1日	今井 健	肢体不自由	神経内科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	” 聖マリアンナ医科大学病院(宮前区菅生2-16-1)
15	平成30年4月1日	茶谷 健一	心臓	循環器科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	” 聖マリアンナ医科大学病院(宮前区菅生2-16-1)
16	平成30年4月1日	相田紘一郎	じん臓・ぼうこう	腎泌尿器外科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
17	平成30年4月1日	富永 直人	じん臓	腎臓・高血圧内科	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
18	平成30年10月1日	金城 永幸	じん臓	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)	川崎市立多摩病院(多摩区宿河原1-30-37)
19	平成30年1月25日	嶋田 撰也	視覚	眼科	津田眼科クリニック(宮前区小台2-6-8)	宿川原津田眼科クリニック (多摩区宿河原3-12-7)
20	平成29年11月1日	若林 綾	呼吸	呼吸器内科	リスホームケアクリニック (麻生区千代ヶ丘5-7-1-204)	山手台クリニック(横浜市泉区領家3-2-4山手台IKプラザ2階)

4 その他

1	平成26年8月1日	小熊建一郎	視覚	住所変更	(高津区末長3-12-6)	小田切眼科医院 (高津区末長1055)
2	平成29年8月1日	小田 秀奈	ぼうこう	氏名変更	小田 秀奈	高橋 秀奈
3	平成13年1月1日	小田切喜恵	視覚	住所変更	(高津区末長3-12-6)	小田切眼科医院 (高津区末長1055)
4	平成8年10月1日	高橋 啓泰	じん臓	医療機関の名称変更	医社) 黎明会新百合ヶ丘ステーションクリニック	医社) 新百合ヶ丘ステーションクリニック(麻生区上麻生1-20-1小田急アコルデ新百合ヶ丘5階・6階)
5	平成21年2月1日	笹尾 三郎	肢体不自由	医療機関の名称及び住所変更	セントラル整形外科(麻生区万福寺1-1-2シティモール4階)	百合ヶ丘整形外科クリニック(麻生区百合丘1-5-19)

川崎市告示第438号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消しま

す。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

No.	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名
1	平成30年3月31日	阿久津 征利	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)
2	平成30年3月31日	阿久津 征利	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
3	平成30年3月31日	石井 俊哉	肝臓	消化器・肝臓内科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)
4	平成23年8月31日	市川 有穂	視覚	眼科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)

5	平成23年8月31日	市川 有穂	視覚	眼科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
6	平成18年5月31日	井上 佐智子	視覚	眼科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
7	平成18年5月31日	井上 佐智子	視覚	眼科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
8	平成30年3月14日	小花 光夫	じん臓	内科・糖尿病内科	おばな内科クリニック (中原区上新城2-4-8)
9	平成30年3月31日	川端 雄一	肢体不自由	神経内科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区二子5-1-1)
10	平成30年3月31日	菊池 弘人	ぼうこう・直腸	外科	川崎市立川崎病院 (川崎区新川通12-1)
11	平成29年9月1日	岸田 杏子	じん臓	内科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
12	平成29年9月1日	岸田 杏子	じん臓	内科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
13	平成30年6月28日	小菅 恵子	視覚	眼科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (川崎区桜本2-1-5)
14	平成23年12月31日	小玉 麻子	視覚	眼科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
15	平成23年12月31日	小玉 麻子	視覚	眼科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
16	平成23年3月31日	佐藤 琢哉	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
17	平成29年9月30日	四万村 京子	視覚	眼科	医財) 明徳会総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)
18	平成25年3月31日	白川 妙子	呼吸	内科	医社) 川崎みどりの病院 (麻生区王禅寺1142)
19	平成30年3月31日	鈴木 健吾	心臓	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
20	平成22年3月31日	砂長 健益	視覚	眼科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
21	平成22年3月31日	砂長 真理	視覚	眼科	帝京大学医学部附属溝口病院 (高津区溝口3-8-3)
22	平成30年4月1日	清野 毅俊	肢体不自由	整形外科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
23	平成30年4月1日	清野 毅俊	肢体不自由	整形外科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
24	平成30年3月31日	千葉 喜美男	ぼうこう・直腸	泌尿器科	川崎市立井田病院 (中原区井田2-27-1)
25	平成30年4月30日	津田 泰任	心臓	循環器内科	社医財) 石心会川崎幸病院 (幸区大宮町31-27)
26	平成30年4月1日	富里 周太	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
27	平成30年4月1日	富里 周太	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
28	平成30年4月30日	富田 洋平	視覚	眼科	川崎市立川崎病院 (川崎区新川通12-1)
29	平成30年3月31日	中野 恵美	心臓	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
30	平成25年12月31日	中野 寿美	じん臓・ぼうこう・ 直腸	内科	医社) 晃進会川崎みどりの病院 (麻生区王禅寺字五郎谷1142)
31	平成30年3月31日	長谷川 正宇	じん臓	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)

32	平成29年3月31日	菱山 美絵	肢体不自由	リウマチ内科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
33	平成30年3月31日	福田 純子	じん臓	腎臓内科	川崎市立川崎病院 (川崎区新川通12-1)
34	平成30年5月31日	船戸 貴宏	肢体不自由	整形外科	医社) 総生会 麻生総合病院 (麻生区上麻生6-25-1)
35	平成30年4月2日	古畑 壮一	ぼうこう・直腸	泌尿器科	川崎市立多摩病院 (多摩区宿河原1-30-37)
36	平成30年4月1日	星田 隆彦	肢体不自由	整形外科	医社) こうかん会こうかんクリニック (川崎区鋼管通1-2-3)
37	平成30年4月1日	星田 隆彦	肢体不自由	整形外科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (川崎区鋼管通1-2-1)
38	平成30年3月7日	村瀬 達彦	心臓	循環器科	社医財) 石心会さいわい鹿島田クリニック (幸区新塚越201 ルリエ新川崎)
39	平成30年3月31日	安原 和之	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (宮前区菅生2-16-1)
40	平成30年6月11日	四方田 大介	ぼうこう・直腸・ 小腸	外科	医財) 明徳会総合新川橋病院 (川崎区新川通1-15)

川崎市告示第439号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	6件
(2) 外部提供	
ア 市長	8件
イ 病院道事業管理者	1件
ウ 消防長	1件
エ 教育委員会	3件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第440号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生四丁目1561番6
ほか6筆
705平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区荻窪五丁目11番17

和光建設株式会社
代表取締役 比留間 俊一

- 3 予定建築物の用途
共同住宅

計画戸数：19戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年2月13日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第176号
平成30年5月29日
川崎市指令 ま宅審（イ）第31号（変更）

川崎市公告第382号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	市道有馬38号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬3丁目21番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年7月31日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 東扇島堀込部井筒式護岸築造その2工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限 契約の日から平成31年10月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ウ 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）における鋼管矢板長57m以上の打設工事」の完工実績（元請に限る）を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年8月22日17時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 等々力陸上競技場改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区等々力1
	履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>オ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>エ 日本陸上競技連盟公認の陸上競技場において全天候型ウレタン舗装（オーバーレイを含む）の完工実績（元請に限る）を平成15年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>イ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「運動場整備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>ウ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>エ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>オ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年8月22日17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線(蟻山坂工区)道路築造(その4)工事
	履 行 場 所 川崎市高津区千年地内
	履 行 期 限 契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成30年8月22日17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	市道殿町39号線道路改良(電線共同溝整備)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町3丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から平成32年3月13日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年8月22日17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

川崎市公告第383号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
なされたので、同条第3項の規定において準用する同法
第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年7月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
L A Z O N A川崎プラザ
川崎市幸区堀川町72番1号
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては代表者の氏名
N R E G 東芝不動産株式会社
代表取締役 吉田 祐康
東京都港区芝浦一丁目1番1号
三井不動産株式会社
代表取締役 菰田 正信
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

Table with 3 columns: 名称, 代表者氏名, 住所. Rows include 株式会社大創産業, イリナ・エンターテインメント株式会社, 株式会社アサヒプロイラー.

他計224者

(案件1)

Table with 2 columns: 競争入札に付する事項, 参加資格. Contains details for a bid and qualification requirements.

(変更後)

Table with 3 columns: 名称, 代表者氏名, 住所. Rows include 株式会社大創産業, 株式会社エモーションズ, 株式会社アサヒプロイラー.

他計222者

- 4 変更の年月日
平成30年6月15日
5 変更する理由
テナント入替及び代表者の変更が発生したため
6 届出の年月日
平成30年6月29日
7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成30年7月18日から平成30年11月18日までの午前
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日
及び祝日を除く。
9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
め配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公
告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出に
より、これを述べるすることができます。
10 意見書の提出期限及び提出先
平成30年11月18日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第384号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月18日

川崎市長 福田紀彦

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月6日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	末長小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履行場所	川崎市高津区末長3丁目8番1号ほか1校
	履行期限	契約の日から平成30年12月19日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月6日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	登戸小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1329番地ほか1校
	履行期限	契約の日から平成30年12月19日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月6日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 川崎中学校用務員作業所改築その他工事
	履行場所 川崎市川崎区下並木50番地
	履行期限 契約の日から平成31年2月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月6日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 橘中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区千年1300番地
	履行期限 契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月24日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第385号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成30年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
1	大島4丁目公園	川崎区大島4丁目4番6	別図	594	遊戯施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。
(別図省略)

川崎市公告第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅北浦三丁目2528番1
682平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区菅北浦3丁目3番15号
田代 正一
- 3 予定建築物の用途
寄宿舍（グループホーム）
計画戸数：27戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年5月2日
川崎市指令 ま宅審（イ）第13号

川崎市公告第387号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その19)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成31年 3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年 8月28日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	道水路台帳補正測量 (その2) 委託
	履 行 場 所	川崎市内全域
	履 行 期 限	平成31年 3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 主任技術者として、測量士の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年 8月28日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第388号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月23日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	早野聖地公園中ノ谷の杜北側尾根壁面墓所第4期整備工事
	履行場所	川崎市麻生区早野732
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年8月28日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第389号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度社会福祉法人に関する会計検査等
業務委託

(2) 履行場所

- ① 川崎市健康福祉局総務部企画課
(川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階)

② 実地指導監査実施場所(川崎市内社会福祉法人)

(3) 履行期間

平成30年8月15日から平成31年3月31日まで

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書の配布、提出場所及び問合せ先
〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局総務部企画課 千葉

電 話 044-200-2630 (直通)

F A X 044-200-3926

E-mail 40kikaku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成30年 7月25日(水) から平成30年 7月31日(火) までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

- (3) 提出方法

入札説明書に示す必要書類を添えて、前記3(1)の提出場所に持参し、提出してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に記載された電子メールアドレスに送付(送信)します。なお、電子メールアドレスを搭載していない者に対しては、別に交付方法をお知らせします。

- (2) 交付日時

平成30年 8月 2日(木) 午前9時以降に送付(送信)します。

- (3) 入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、無償で入札説明書を交付します。

「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に記載された電子メールアドレスに送付(送信)します。なお、電子メールアドレスを搭載していない者については、前記(1)と同じです。

また、入札説明書は前記3(1)に記載の場所において、平成30年 7月25日(水) から平成30年 7月31日(火) までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで閲覧できます。

5 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

前記3(1)と同じ。

- (2) 質問受付期間

平成30年 7月26日(木) から平成30年 8月 1日(水) までの午前8時30分から午後5時までとします。

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問方法

仕様書の内容等に対し質問等がある場合は、入札説明書に添付の質問書を使用し、前記(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送信等してください。電子メールで送信する場合は、開封確認付きの処理を行った上で送信してください。また、F A X又は電子メール送信等した後に、その旨を前記(1)まで電話による連絡を行なってください。

- (5) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で競争参加資格があると認められたすべての者に対し、平成30年 8月 3日(金) にF A X又は電子メールにおいて回答します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に100分の8(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますが、入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税抜きとします。

ア 入札書の提出日時

平成30年 8月 9日(木) 午後2時

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札・開札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階10C会議室

- (2) 入札書の提出方法

持参とします。

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第390号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区多摩区長沢1・2・3丁目、同生田6丁目、同西生田2丁目、同南生田6丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成30年7月24日(火)から平成30年8月13日(月)まで

3 閲覧場所

(1) 市役所閲覧

ア 場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク14階
建設緑政局道路管理部管理課

イ 日時 上記閲覧期間

8時30分から17時15分まで

(土曜日、日曜日及び下記地元閲覧日を除く)

(2) 地元閲覧

ア 場所 川崎市多摩区登戸1775番地1

川崎市多摩区役所6階 601会議室

イ 日時 平成30年8月4日(土)、8月5日(日)、
8月6日(月)及び8月7日(火)の
4日間

9時30分から16時まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

川崎市公告第391号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区二子一丁目1135番1

1,117平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都世田谷区等々力五丁目4番15号

株式会社 東横建設

代表取締役 炭谷 久雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：13戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年10月2日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第85号

川崎市公告第392号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成30年8月7日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号	場所
普通自動車 ニッサン シーマ セドリック グレー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ニッサン ワゴン シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR リミテッド 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ タント カスタム 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 メルセデス・ベンツ S L K230 シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ アクティ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ アトレー ワゴン シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 フィアット プント 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ アルト シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スバル R2 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 トヨタ パッソ 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ムーヴ カスタム 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ ミニキャブ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ミツビシ ミニキャブ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ タント 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 トヨタ ウィルVi 紫	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ホンダ ライフ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 トヨタ ノア シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 トヨタ ノア シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 メルセデス・ベンツ C240 シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 ホンダ アコード ダークグレー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

普通自動車 サーブ 93 シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 スズキ ラバン 紺	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ アトレー 水色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ニッサン モコ 黄緑	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
普通自動車 マツダ ビアンテ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ハイゼットトラック 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島91番地

川崎市公告第393号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成31年3月20日（水）まで
- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、浮島処理センターに設置されている消防用設備の保守点検業務及び消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項及び同法施行規則第51条の12の規定に基づく防災管理点検

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び消防設備点検資格者、防災管理点検資格者を業務にあたらせること。また、当該消防設備士及び消防設備点検資格者、防災管理点検資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、磯崎
電話 044-200-2588 (直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成30年7月25日(水)から平成30年7月31日(火)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成30年8月6日(月)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成30年8月6日(月)9時から17時まで (12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成30年8月6日(月)から平成30年8月9日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により

提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-3923
- ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年8月17日(金)

全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成30年8月21日(火)9時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第394号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター減速機・電動機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成30年11月30日（金）まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている減速機及び電動機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、磯崎
電話 044-200-2588（直通）

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成30年7月25日（水）から平成30年7月31日（火）9時から17時まで

（土、日曜及び12時から13時の間は除く。）

- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成30年8月6日（月）に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年8月6日（月）9時から17時まで
（12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年8月6日（月）から平成30年8月9日（木）9時から17時まで（12時から13時の間は除く。）
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年8月17日（金）

全社へ文書（電子メールまたはF A X）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 平成30年8月21日（火）10時30分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4

- 川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第395号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター構内樹木剪定業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：
川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成31年2月28日(木)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター構内の環境を良好に保つために必要な樹木の剪定作業を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の樹木剪定業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 樹木の剪定作業に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。
- なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。
- 造園施工管理技士または、1級もしくは2級造園技能士。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、磯崎
電話 044-200-2588(直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成30年7月25日(水)から平成30年7月31日(火)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成30年8月6日(月)に配信します。電子メ

ールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年8月6日(月) 9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年8月6日(月) から平成30年8月9日(木) 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
 - ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
 - イ FAX 044-200-3923
 - ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成30年8月17日(金)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成30年8月21日(火) 9時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第396号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター空調設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成30年11月30日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。
また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称、フロン排出抑制法)及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」に基づき、第一種特定製品の定期点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点

検」に搭載されていること。

- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 空調設備点検整備に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、磯崎
電話 044-200-2588 (直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成30年7月25日(水)から平成30年7月31日(火)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(6)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成30年8月6日(月)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 平成30年8月6日(月)
9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成30年8月6日(月)から平成30年8月9日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成30年8月17日(金)
全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 平成30年8月21日(火)
10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規

定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第397号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 王禅寺処理センター：
川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成31年3月20日（水）まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013 川崎市麻生区王禅寺1285番地
川崎市王禅寺処理センター
技術係 眞鍋、齊藤
電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホーム

ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成30年7月25日（水）から平成30年8月1日（水）9時から17時まで（日曜日及び12時から13時の間は除く。）
- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (4) 提出書類
上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年8月10日（金）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年8月10日（金）9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年8月10日（金）から平成30年8月15日（水）9時から17時まで（日曜日及び12時から13時の間は除く。）
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法
平成30年8月16日（木）に文書（電子メールまたはF A X）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成30年8月20日（月）10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。
特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

川崎市公告第398号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成30年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
菅生保育園ほか1園
空調設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
菅生保育園(川崎市宮前区初山1丁目23番15号)
夢見ヶ崎保育園(川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号)
- (3) 履行期間
契約日から平成30年12月28日まで
- (4) 業務概要
菅生保育園及び夢見ヶ崎保育園の各室に設置されている空調機の交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

[住所等] 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所
第3庁舎14階[担当課] こども未来局子育て推進部運営管理課
電 話 044-200-2684(直通)

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年7月25日(水)から8月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
平成30年8月2日(木)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
平成30年8月2日(木)から8月7日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 45uneika@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3933
- (5) 回答方法
平成30年8月10日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
平成30年8月20日(月)午前10時00分
- イ 入札場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手續き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情

報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例
第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該
当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約
条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホーム
ページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約
及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第399号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月25日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	小倉西公園プール改修その他その1工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉5丁目17番59号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」 で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企 業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎市男女共同参画センター屋上防水改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口2丁目20番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月20日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 川崎小学校ほか1校デイサービスセンター冷暖房その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区日進町20番地1ほか1校
	履 行 期 限 契約の日から平成30年11月14日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月20日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 東高津小学校蓄電池設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市高津区北見方2丁目5番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成31年2月7日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成 30年8月31日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 さくら小学校蓄電池設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区桜本1丁目9番15号
	履 行 期 限 契約の日から平成31年2月7日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月31日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	菅芝間公園トイレ新築その他工事
	履行場所	川崎市多摩区菅6丁目14番7
	履行期限	契約の日から平成31年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	公文書館自動火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区宮内4丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 大谷戸小学校蓄電池設備設置工事
	履行場所 川崎市中原区上小田中1丁目27番1号
	履行期限 契約の日から平成31年2月7日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月31日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	宮内小学校蓄電池設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内2丁目4番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月7日まで
参 加 資 格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。
	(6)	平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。
	(7)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)	電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
	(10)	監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町2番地） 電話番号044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月31日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	西梶ヶ谷小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷2丁目14番地1ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成30年12月26日まで
参 加 資 格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(5)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。
	(6)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月20日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	百合丘小学校蓄電池設備設置その他設備工事
	履行場所	川崎市麻生区百合丘2丁目1番2号
	履行期限	契約の日から平成31年2月7日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成 30年8月31日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件12)

競争入札に付する事項	件名	中原生活環境事業所内部改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区中丸子155番地1
	履行期限	契約の日から平成31年1月25日まで

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	コンテナターミナル自動火災報知設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月28日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「火災報知設備」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (10) 消防設備士免状(甲種第4類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生七丁目323番1
ほか1筆
1,439平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区上麻生七丁目5番10号
鴨志田 章
- 3 予定建築物の用途
サービス付き高齢者向け住宅、デイサービス
計画戸数：50戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年9月19日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第79号

川崎市公告第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区中丸子字塚田247番7の一部ほか
6筆の一部
1,492平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区港南二丁目1番95号
J R 東海品川ビルB棟5階
ジェイアール東海不動産株式会社
代表取締役 馬場 誠
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：42戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年6月1日
川崎市指令 ま宅審（イ）第35号
平成30年7月4日
川崎市指令 ま宅審（イ）第48号（変更）

川崎市公告第402号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 上下式防火衣
	履 行 場 所 市内各消防署8署
	履 行 期 限 平成30年12月21日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「特殊作業服」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成20年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成30年9月6日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第403号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その23)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成31年 1月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年 9月 4日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成30年度 都市計画道路菅早野線 (白山工区) 建物調査等委託その1
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生2丁目地内
	履 行 期 限	契約日から95日以内
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。 (6) 平成20年4月以降に、ガソリンスタンド (店舗、事務所) 及びそれらに付随する機械工作物の算定を行う移転補償金算定業務の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年 9月 4日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	主要地方道幸多摩線（都市計画道路登戸2号線）道路詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸新町430番地先
	履 行 期 限	平成31年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>ア 主任技術者として、建設部門技術士（道路）の資格を有する者</p> <p>イ 照査技術者として、建設部門技術士（道路）またはRCCM（道路）の資格を有する者</p> <p>なお、アとイの兼務は不可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年9月4日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島幹線5号道路（A B C D岸壁前）他詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限	平成31年3月20日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>ア 管理技術者 技術士（建設部門：道路）、あるいは技術士（総合技術監理部門：建設-道路）の資格を有する者、またはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の「道路」部門の資格を有する者</p> <p>イ 照査技術者技術士（建設部門：道路）、あるいは技術士（総合技術監理部門：建設-道路）の資格を有する者、またはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の「道路」部門の資格を有する者</p> <p>なお、アとイの兼務は不可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年9月4日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道久地65号線他道路防護(地質調査)委託
	履 行 場 所	川崎市高津区久地1丁目27番地先他1箇所
	履 行 期 限	100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 現場代理人は、地質調査技士(現場技術・管理部門)の有資格者であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成30年9月4日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第404号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区子母口字旭田759番1の一部
の一部 ほか4筆の一部
934平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市保土ヶ谷区天王町1-20-6
ケイズマネージメント株式会社
代表取締役 樹隆 貴久
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成30年5月8日
川崎市指令 ま宅審(イ)第18号

川崎市公告第405号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区東百合丘四丁目7493番
ほか11筆の一部
2,863平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：15戸
- 開発許可年月日及び許可番号
平成29年10月19日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第92号

川崎市公告第406号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成30年7月27日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢 5 - 1 株式会社 あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区宮内 1 丁目1363-31の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	16.70メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第207号	指 定 年月日	平成30年 7月27日	

川崎市公告第407号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
平成30年 7月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 川崎市視覚障害者情報文化センター
 - (2) 所在地 川崎市川崎区堤根34番地15
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 管理の基準は、川崎市視覚障害者情報文化センター
 条例及び同施行規則に従うものとします。
 また、業務の範囲は次のとおりです。
 - (1) 点字刊行物、録音物、読書用機材等情報機器等
 (以下「点字刊行物等」という。)の製作、収集、
 閲覧及び貸出し
 - (2) 読書用機材等情報機器の展示会等による点字刊行
 物等の普及の促進
 - (3) 視覚障害者に対する相談並びに日常生活、歩行及
 び情報機器使用の訓練その他の支援
 - (4) 読書会、交流会等、視覚障害者の文化、学習及び
 レクリエーションの活動の支援
 - (5) 視覚障害者の福祉の増進を図る活動を行う者(点
 訳者、朗読者等)の指導及び育成
 - (6) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用
 に供すること。
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業に関する
 こと。
- 3 指定予定期間
 平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで
- 4 応募方法
 - (1) 提出書類
 - ア 指定管理者応募書
 - イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び
 収支予算書
 - ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - エ 平成27・28・29年度における財産目録、貸借対

- 照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提
 出日の属する事業年度に設立された法人にあつて
 は、その設立時における財産目録とします。
- オ 平成29年度における事業実績報告書及び平成30
 年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め
 る書類
- (2) 仕様書等の配布期間
 平成30年 7月30日(月) から平成30年 9月14日
 (金) まで
 (土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分か
 ら正午、午後1時から午後5時まで)
 - (3) 応募の受付期間
 平成30年 9月 5日(水) から平成30年 9月14日
 (金) まで
 (土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分か
 ら正午、午後1時から午後5時まで)
 - (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
 川崎市幸区堀川町580番地
 ソリッドスクエア西館10階
 電話 044-200-2928
 - (5) 提出方法
 持参(郵送による提出はできません。)
 - (6) 問い合わせ先
 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
 電 話 044-200-2928
 F A X 044-200-3932
 E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第408号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
平成30年 7月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 陽光ホーム
 - (2) 所在地 川崎市中原区井田 3 丁目16番地 1
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 管理の基準は、川崎市心身障害者総合リハビリテ
 ーションセンター条例(以下「条例」という。)及びこ
 れに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、次
 のとおりです。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
 るための法律(以下「障害者総合支援法」という。)
 に規定する共同生活援助の業務

- (2) 条例に規定する地域生活体験事業の業務
- 3 指定予定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 応募方法
- (1) 提出書類
- ア 指定管理者応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成27・28・29年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
- オ 平成29年度における事業実績報告書及び平成30年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 仕様書等の配布期間
平成30年7月30日(月)から平成30年9月14日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)
- (3) 応募の受付期間
平成30年9月5日(水)から平成30年9月14日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)
- (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654
- (5) 提出方法
持参(郵送による提出はできません。)
- (6) 問い合わせ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第409号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成30年7月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (1) 名称 川崎市南部地域療育センター

- (2) 所在地 川崎市川崎区中島3-3-1
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
管理の基準は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、指定管理仕様書に定めます。
- 3 指定予定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 応募方法
- (1) 提出書類
- ア 指定管理者応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成27・28・29年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
- オ 平成29年度における事業実績報告書及び平成30年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 仕様書等の配布期間
平成30年7月30日(月)から平成30年9月14日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)
- (3) 応募の受付期間
平成30年9月5日(水)から平成30年9月14日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)
- (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-0871
- (5) 提出方法
持参(郵送による提出はできません。)
- (6) 問い合わせ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-0871
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第410号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港海底トンネル共同溝等改良工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町6番地先他
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成30年8月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第411号

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境
影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条に定める事項について次のとおり公告します。

平成30年 7月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

川崎市新本庁舎整備事業

(2) 種類

高層建築物の新設(第1種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区宮本町1番地ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

新本庁舎の整備

(2) 内容

建物高さ：塔屋等を含む最高高さ約116m
延床面積：約63,200㎡

5 指定開発行為の施行期間

平成31年度から平成36年度

6 条例評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第5章 条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第6章 条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第8章 環境影響評価項目の選定等

第9章 環境影響評価

第10章 環境保全のための措置

第11章 環境配慮項目に関する措置

第12章 環境影響の総合的な評価

第13章 事後調査計画

第14章 関係地域の範囲

第15章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第16章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第17章 その他

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

平成30年7月31日(火)から平成30年8月29日(水)まで

土曜日、日曜日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

川崎区役所、幸区役所、環境局環境評価室
(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第412号

「消費者市民社会普及促進フォーラム実施業務委託」実施に関する企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名

消費者市民社会普及促進フォーラム実施業務委託

(2) 主な業務事項

ア 企画・立案等

イ 開催準備及び運営管理全般等の実施

ウ 広報

エ アンケートの実施と集計

(3) 委託期間

契約締結日から平成31年3月22日まで

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

① 本業務(消費者行政等)に関する知見を有する者

② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

③ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

④ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

⑤ 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他」種目「01 イベント」に登録がある者

⑥ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

⑦ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

⑧ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 提案の視点・内容

(2) 企画の工夫

(3) 事業執行体制

(4) 事業効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階

電話：044-200-3864
 F A X：044-244-6099
 メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp

- 5 公募要領の公表の時期
 平成30年7月31日(火)
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 (1) 期 間：平成30年7月31日(火)～8月8日(水)
 (2) 受付場所：4と同じ
 (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送
 ※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必
 着のこと
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 (1) 期 間：平成30年8月20日(月)～8月28日(火)
 (2) 提出場所：4と同じ
 (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送
 ※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必
 着のこと
 (4) 提出書類
 ア 企画提案書 8部
 イ 見積書 8部
 ウ 事業実施体制・主な事業実績 8部
 エ 会社概要(パンフレット等) 8部
 オ 定款及び直近の決算書2期分 1部
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 (1) 言 語：日本語

- (2) 通 貨：日本国通貨
- 9 契約書の作成の要否
 要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
 4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 (1) 業務規模概算額 4,072,000円(消費税及び地方
 消費税を含む)
 (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担
 の有無
 企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用
 は、公募型企画提案参加者の負担とします。
 (3) その他
 ア 審査結果の発表は、平成30年9月7日(金)を
 予定しています。
 イ 詳細につきましては、本企画提案公募要領及び
 仕様書を御参照ください。

川崎市公告第413号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第
 5項において準用する同法第10条第2項の規定により次
 のとおり公告します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年7月18日	特定非営利活動法人 芸術村あすなる	米田 信一	川崎市宮前区けやき平 1丁目宮前平 グリーンハイツ16-103	この法人は、一般市民の参加による音楽活動や自然とふれあう機会を提供する各種の交流会を通じて、子ども達の健全育成及び芸術性豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。
平成30年7月18日	特定非営利活動法人 たすけあいだんだん	小泉 尚子	川崎市高津区下作延 2丁目12番3号	本会は、地域住民に対して、お互いさまの福祉の街づくりをめざして、自己決定・自主管理の働き方で在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
平成30年7月18日	特定非営利活動法人 亜洲文化交流協会	内谷 和子	川崎市宮前区宮前平 1丁目10番地12号	この法人は、日中文化交流施設の運営等を通じ文化の振興に寄与する事を目的とする。

川崎市公告第414号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）第3条第1項の規定により指定特定

非営利活動法人となるための申出がありましたので、同条例第3条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成30年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申出のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年7月20日	特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト	栗田 正道	川崎市幸区北加瀬1丁目37番2号	この法人は、主として川崎市に居住するシニアや地域参加を望む人々に対し地域に密着した有用な情報提供や地域課題解決に向けた支援活動を行い、地域参加の機会と場を提供し、豊かなシニアライフ構築と市民生活向上に寄与することを目的とする。 併せて、子どもの教育指導を行う機関に対し、教育支援活動を行い、地域教育力の増進に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第354号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 課税資料イメージ管理システム用端末機等の賃貸借及び保守業務
- (2) 履行場所 かわさき市税事務所法人課税課ほか4箇所
- (3) 履行期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、A又はBの等級に格付され

ていること。

平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)については、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年8月21日(火)までに行っていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁に類似の業務を履行した契約実績があること。
- (5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実かつ速やかに納入できること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：大澤

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成30年8月10日(金)から平成30年8月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 納入実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 導入予定機種について、その仕様を掲載したカタログ

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

平成30年9月4日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

なお、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」の「物品」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当:小林

電話:044-200-2229(直通)

FAX:044-200-3907

E-mail: 23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

平成30年9月4日(火)から平成30年9月12日(水)午後5時15分まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、平成30年9月18日(火)午後5時15分までに、競争入札参加資格があると認められた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

機器等の調達及び導入設置作業に係る費用を含む5年間のリース費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、リース総額は、1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 機器の保守費用

イ 機器の保険料

ウ 機器の輸送、設置、撤去等に係る費用

エ その他調達物件の賃借に係る費用

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 持参による入札の場合

提出日 平成30年9月25日(火)午後2時00分

提出場所 川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎15階 第1会議室

イ 郵送による入札の場合

提出日 平成30年9月21日(金)

午後5時15分必着

提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 開札の日時
上記7(2)アに同じ。
- (5) 開札の場所
上記7(2)アに同じ。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った者を落札者とします。ただし、その者の
入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行う
ことがあります。

- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約の手續等

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規
則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合
は、免除します。

- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得
等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームペー
ジの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) この入札への参加者が、2者以上にならないとき
は、この入札を中止することがあります。
- (4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨
は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) この契約は、翌年度以降における所要の予算の当
該金額について減額又は削除があった場合は、この
契約を川崎市は変更又は解除できるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その
損失の補償を川崎市に対して請求することができる
ものとし、補償額は川崎市と落札者が協議して定め
るものとします。
- (6) 契約書・仕様書等に記載されている元号につい
て、改元後は新元号に読み替えるものとします。

10 Outline

- (1) Topic: Hire and Maintenance of Taxation
Document Image Management System Machinery
- (2) Participant Application Deadline: August
28rd (Tues) 2018, 5pm
- (3) Day of Tender: September 25th (Tues) 2018,
2pm
- (4) Office (Contact and Proposal Submission
details)
Municipal Residents Tax Administration
Section in charge of Individual Citizen
Tax Taxation Department, Finance Bureau,
Kawasaki Miyuki building, 5th floor, 1-8-9,
Isago, Kawasaki-shi, Kawasaki-ku, 〒210-0006
TEL:044-200-2229
E-mail:23simka@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第355号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立豊学校総合幼児聴覚検査装置
賃貸借
- (2) 履行場所 川崎市立豊学校
- (3) 履行期限 平成30年10月1日～平成35年9月30日
限り(5年間)
- (4) 調達概要 総合幼児聴覚検査装置の賃貸借

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たし
ていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「リース」種目「その他」に
記載されていること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局学校教育指導課
電話 044-200-3287(直通)
FAX 044-200-2853

- (2) 配布・提出期間

平成30年8月10日(金)～平成30年8月23日(木)
まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成30年8月24日(金)までに送付。

※電子メールアドレスを登録していない場合はFAXにて送付。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成30年8月10日(金)～平成30年8月28日(火)

まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAXにて送信。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成30年8月29日(水)までに、競争参加者全てに、電子メール又はFAXにて送付。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(ア) 入札日時 平成30年8月30日(木)

午後2時00分(午後1時45分受付開始)

(イ) 入札・開札場所 川崎市川崎区東田町5番地

4 第3庁舎15階第3会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所 上記7(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 必要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第356号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成31、32年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

平成30年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種別表第1のとおりとします。

2 競争入札に参加できない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある

場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める

件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからクに該当する場合は1項目につき10点、ケについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

エ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。

カ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

キ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

ク 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

ケ 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

(ア) 流動比率 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

(イ) 固定比率 = $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

$$(ウ) \text{ 総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$$

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し

建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書（官公需適格組合証明書）

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

平成30年9月3日から平成30年10月10日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

（郵便番号210-8577）

川崎市財政局資産管理部契約課

エ 郵送の期間

平成30年9月1日から平成30年10月10日まで

（期間内必着）

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

平成30年9月3日から平成30年10月10日まで
(期間内必着)

イ 申請書の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地
(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

ウ 申請書の入手方法

平成30年8月16日から平成30年10月10日まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)午前
9時から午後0時まで、午後1時から午後3時ま
での間、川崎市財政局資産管理部契約課で販売し
ます。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可
希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

10 資格の更新手続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。詳細については「入札情報かわさき」を御参照ください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きよ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	その他業務
調査・測定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きよ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	

建 築 工 事	A	3億5,000万円以上
	B	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,500万円未満
電 気 工 事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
空 調 衛 生 工 事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
水 道 施 設 工 事	A	9,000万円以上
	B	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	3,000万円未満
そ の 他 の 工 事	等級区分なし。	

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額
回収資材購入	等級区分なし。	
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上 1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	舗装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業
鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業

内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タ イ ル ・ れ ん が 工 事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告（調達）第357号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度保育所等入所案内コールセンター運営業務委託

(2) 履行場所

こども未来局子育て推進部保育課

(3) 履行期間

① 契約締結日から平成30年11月20日まで（運営開始は平成30年10月1日とする）

なお、契約締結日から平成30年9月30日までは準備期間とする。

② コールセンターの稼働については、平成30年10月1日から平成30年11月20日まで。

(4) 委託内容

子ども・子育て支援新制度及び保育所等入所の相談・問合せに関する電話・FAXによる対応及びその運營業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「そ

の他」に記載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年以内に、コールセンター運営業務について、契約実績があること。
- (5) この業務委託の契約締結後、確実かつ速やかに人材を確保し、研修等を実施することが可能であること。

3 仕様書等の配布・閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

ア 窓口での閲覧

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎 14階
こども未来局子育て推進部保育課 担当 一木
電話：044-200-3727

イ インターネットでの閲覧

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」から閲覧及びダウンロードすることが可能です。

(2) 閲覧期間

平成30年8月10日(金)から平成30年8月20日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎 14階
こども未来局子育て推進部保育課 担当 一木
電話：044-200-3727

E-mail：45hoiku@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

平成30年8月10日(金)から平成30年8月20日(月)まで(土、日及び祝日を除く
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の

欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

ダウンロード出来ない場合は、4(1)の場所で4(2)の期間に配布します。)

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の審査の上、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ掲載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

(1) 場所

4(1)に同じ

(2) 日時

平成30年8月21日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

また、入札説明書等は4(1)の場所において4(2)の期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成30年8月10日(金)から平成30年8月22日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を4(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成30年8月23日(木)までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎13階 会議室

イ 日時 平成30年8月27日（月）午前10時

(3) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先

4(1)と同じ

イ 受領期限 平成30年8月24日（金）午前9時必着

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。

また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) その他問い合わせ窓口は上記4(1)と同じです。

川崎市公告（調達）第358号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 通信機能付きパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間 平成30年12月17日から平成35年12月16日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種（種目）に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年8月24日（金）までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去に本市又はその他の官公庁において類似の契約を締結し、この調達物品について確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般

競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。なお、契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部ICT推進課

担当 村石、大江

電話番号 044-200-2109

FAX 044-200-3752

e-mail 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年8月10日(金)から平成30年8月24日(金)までとします。

(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法 郵送又は持参(いずれの場合も、平成30年8月24日(金)午後5時15分までに川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成30年8月31日(金)午後1時から午後5時15分まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで送付します。

(3) 入札説明書等の交付

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供します。

また、入札参加資格があると認められる者に対し、4(2)の日時において入札説明書等を交付します。ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と併せて同日の未明に電子メールで送付します。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年8月31日(金)から平成30年9月7日(金)の午後5時15分まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

平成30年9月12日(水)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

5年間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年9月21日(金) 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階開発室I

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第

7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条第各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

11 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。補償額は協議して定めるものとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

(2) Time-limit for tender :

10:00 A.M. Septemer 21, 2018

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information System Administration Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel : 044-200-2109

川崎市公告（調達）第359号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年 8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

Windows CAL 2016

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）

3 契約の相手方を決定した日

平成30年 7月 5日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 大塚商会 神奈川LA販売課

課長 木次 良輔

横浜市神奈川区金港町3丁目3番地

5 契約金額（税抜き総額）

総額 25,428,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年 5月25日

税 公 告

川崎市税公告第156号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月18日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第157号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第158号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第159号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第160号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第161号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第162号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第163号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第164号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、平成30年7月19日国税庁告示第18号（岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件）に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店

又は主たる事務所の所在地を含む。)が当該地域にある者)に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途公告する期日まで延長します。

平成30年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第165号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第166号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第167号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)

第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	第3期分	平成30年8月10日	計1件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	第4期分	平成30年8月10日	計3件
平成29年度	市民税・県民税(普通徴収)	11月随時分	平成30年8月10日	計1件
平成30年度	市民税・県民税(普通徴収)	4月随時分	平成30年8月10日	計21件
平成30年度	固定資産税 都市計画税(土地・家屋)	第1期分	平成30年8月10日	計43件
平成30年度	軽自動車税	全期分	平成30年8月10日	計9件

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第37号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年7月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成30年8月1日から

平成35年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1061

商号又は名称 株式会社KEIZO

営業所所在地 相模原市緑区谷ヶ原2丁目9番18号

代表者氏名 大貫 恵三

指定番号 1062

商号又は名称 大和建设工業株式会社

営業所所在地 相模原市中央区上溝3丁目20番14-101号

代表者氏名 箭川 孝広
 指定番号 1063
 商号又は名称 修都株式会社
 営業所所在地 神奈川県大和市上草柳7丁目10番38
 -2号
 代表者氏名 尾上 和隆
 指定番号 1064
 商号又は名称 株式会社ウーズコーポレーション
 営業所所在地 横浜市磯子区磯子6丁目14番56号
 代表者氏名 鈴木 ちえ
 指定番号 1065
 商号又は名称 アクア設備工業
 営業所所在地 神奈川県厚木市山際727-3
 代表者氏名 吉本 三四郎

川崎市上下水道局告示第38号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成30年 7月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

平成30年8月1日から

平成35年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 538
 商号又は名称 有限会社三立設備
 営業所所在地 相模原市中央区淵野辺本町4-26-6
 代表者氏名 内藤 勲
 指定番号 539
 商号又は名称 有限会社エムワイ
 営業所所在地 川崎市高津区千年725番地
 代表者氏名 磯川 喜美子
 指定番号 540
 商号又は名称 有限会社小泉水道工務店
 営業所所在地 横浜市中区本牧元町29番5号
 代表者氏名 小泉 和義
 指定番号 542
 商号又は名称 株式会社フジ設備工業
 営業所所在地 神奈川県座間市小松原1丁目11番1号
 代表者氏名 工藤 卓也
 指定番号 545

商号又は名称 株式会社折本設備
 営業所所在地 相模原市南区麻溝台5丁目6番1号
 代表者氏名 折本 隆広
 指定番号 546
 商号又は名称 有限会社ユニオン設備工業
 営業所所在地 横浜市緑区十日市場町2472番地
 代表者氏名 篠原 浩次
 指定番号 743
 商号又は名称 有限会社M o t o m i
 営業所所在地 横浜市泉区下飯田町596番地
 代表者氏名 内田 元
 指定番号 745
 商号又は名称 有限会社坂巻設備
 営業所所在地 神奈川県伊勢原市沼目2丁目10番5号
 代表者氏名 坂巻 祐一郎
 指定番号 746
 商号又は名称 志水工業株式会社
 営業所所在地 横浜市瀬谷区瀬谷2丁目43番地の11
 代表者氏名 志水 宏巳
 指定番号 750
 商号又は名称 千代田建設株式会社
 営業所所在地 横浜市都筑区東山田町1763番地1
 代表者氏名 増原 真
 指定番号 751
 商号又は名称 有限会社中嶋設備
 営業所所在地 川崎市宮前区菅生ヶ丘3番8号
 代表者氏名 中嶋 美郎
 指定番号 752
 商号又は名称 株式会社ミナミ設備サービス
 営業所所在地 横浜市南区別所2丁目20番3号
 代表者氏名 松本 光麿
 指定番号 754
 商号又は名称 株式会社ミライ工業
 営業所所在地 神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2165番地2号
 代表者氏名 藤田 正良
 指定番号 904
 商号又は名称 株式会社ハギワラ
 営業所所在地 相模原市南区当麻41番地
 代表者氏名 萩原 明人
 指定番号 905
 商号又は名称 株式会社横浜みらい建設
 営業所所在地 横浜市都筑区池辺町4704番地
 代表者氏名 飯島 正記
 指定番号 906

商号又は名称 征矢設備
 営業所所在地 川崎市麻生区東百合丘1丁目36番1
 -2号
 代表者氏名 征矢 伸一
 指定番号 907
 商号又は名称 池谷ホーム株式会社
 営業所所在地 横浜市鶴見区岸谷4丁目3番17号
 代表者氏名 井野 実夫
 指定番号 908
 商号又は名称 ユウエイ設備株式会社
 営業所所在地 川崎市川崎区渡田4丁目5番7号
 代表者氏名 有田 良裕
 指定番号 909
 商号又は名称 宝建工業株式会社

営業所所在地 川崎市幸区北加瀬2丁目5番35号
 代表者氏名 枝並 留理
 指定番号 910
 商号又は名称 株式会社英進設備工業
 営業所所在地 相模原市南区東林間2丁目3番6号
 代表者氏名 緑川 善信

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に 付する事項	件 名	冬作業服422着ほか7件(合併)
	履行場所	仕様書によります。
	履行期限	平成30年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」、種目「衣服」に登載されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階)	
入札日時等	平成30年8月20日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第55号

一般競争入札について次のとおり公告します

平成30年7月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	戸手ポンプ場耐震補強その1工事
	履行場所	川崎市幸区戸手4-4-2
	履行期限	契約の日から平成31年3月18日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成30年8月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	王禅寺西3丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：麻生区王禅寺西3-1-43先</p> <p>至：麻生区王禅寺西3-4-14先 ほか4件</p>
	履行期限	契約の日から200日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年8月20日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	観音川ポンプ場建設機械その15工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜2-24-9
	履行期限	契約の日から平成32年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 計画汚水量0.4m³/秒以上の下水道施設における、沈砂池設備の製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること。(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月27日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。	

そ の 他	<p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原下水幹線その3工事
	履行場所	川崎市川崎区大師河原1丁目、東門前3丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から355日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	平成30年8月27日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原下水幹線その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区中瀬2丁目、3丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から220日間
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年8月27日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

川崎市上下水道局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度南部下水管内管きよ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年12月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士（高压洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年8月7日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p>	

川崎市上下水道局公告第57号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度江川雨水貯留管ほか清掃委託
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1-35-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参 加 資 格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。 (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年8月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度北部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。 (8) 管きょ清掃の作業にあたって、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。 なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年8月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	自動検針記録計及び工業用水道料金システムの連携再構築に向けた調査委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市上下水道局水道部工業用水課ほか）
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月20日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降に、次のいずれかの業務を受託した実績を有していること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 中央省庁、都道府県及び政令市のいずれかが発注した、自動検針システムに関する調査分析業務</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 中央省庁、都道府県及び政令市のいずれかが発注した、水道料金システムに関する調査分析業務</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 中央省庁、都道府県及び政令市のいずれかが発注した、上下水道事業に係る情報システムに関する調査分析業務</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 水道事業に係る業界団体が主催する、水道メーター・水道料金システム等に係る調査研究</p> <p>(5) 現場責任者は、上記(4)ア～エのいずれかの業務を現場責任者として実施した経験を有する者を配置すること。</p> <p>(6) スタッフとして少なくとも1名は、上記(4)ア～エのいずれかの業務を実施した経験を有する者を配置すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成30年8月21日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 第2沈でん池点検歩廊及び下段人孔蓋修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期限	契約の日から180日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「その他の鋼構造物」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 工水管1・5号さく井電気設備更新工事
	履行場所	川崎市多摩区菅3丁目7-16ほか1箇所
	履行期限	契約の日から360日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (8) 水道施設又は工業用水道施設工事で、受電電圧7.2kV以上、受電容量150kVA以上の受変電設備の製作・据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成30年8月27日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	金山隧道 点検用歩廊設置工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区馬絹1082(金山隧道内)
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します

平成30年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センター耐震化対策実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。 (4) 平成15年4月1日以降に国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係る耐震診断業務又は耐震補強実施設計業務の元請けとしての契約実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウの兼務はできません。 ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成30年8月30日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	濃硫酸1t（単価契約）
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 長沢浄水場
	履 行 期 限	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、希望種目「化学工業薬品」に登録されていること。 (4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成30年9月12日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	上水6号配水本管流量計改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田5-30先
	履 行 期 限	契約の日から平成31年6月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> <p>(11) 本市発注の水道施設又は工業用水道施設(下水道施設を除く。)で電磁流量計設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成15年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成30年8月29日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	千年150mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区千年476先 至：高津区千年574先
	履 行 期 限	契約の日から130日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成30年8月28日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成30年度中部下水管内マンホール補修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から平成31年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成30年8月28日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	塚越地区ほか下水枝線第213号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区塚越1丁目、戸手4丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から300日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成30年9月3日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月19日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

市バス安全・安心フェスタ2018開催に係るイベント

ト用品設営等業務委託

(2) 履行場所

飛鳥ドライビングカレッジ川崎ほか

(3) 履行期間

平成30年10月7日から平成30年10月8日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されていること。

(3) 平成25年4月1日以降に、本市又は他官公庁が発注したイベント設営業務の契約実績があること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年7月19日から平成30年7月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年7月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、この確認通知は、申請時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、申請時に遡って提出書類の確認をすることにより

行うものとします。この結果、入札参加資格がなく申請を行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 営業企画担当 那須

電話 044-200-2491

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月7日 午後2時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法及び最終的な入札参加資格の審査等

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者について、2に定める入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な審査をした上で、落札者として決定します。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認められたときは、その入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

(6) 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書の提出

落札候補者については、開札後速やかに、落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書及び平成25年4月1日以降に、本市又は他官公庁が発注したイベント設営業務の契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)を本件業務の発注部署(自動車部管理課 営業企画担当 電話044-200-2491)に持参し、確認を受けてください。

※ 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(7) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

G S Uマグネチックバルブ購入

(2) 履行場所

塩浜営業所整備係、鷲ヶ峰営業所整備係

(3) 履行期限

平成30年 9月30日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年7月24日から平成30年7月31日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年8月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 桜庭

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月10日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月24日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

バス車両ラッピング施工及びラッピング剥離業務委託

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年10月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名

簿に、業種「その他業務」、種目「印刷物のデザイン」又は「その他」、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(3) 平成20年4月1日以降に、大型乗合バス車両のラッピング施工の契約実績があること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成30年7月24日から平成30年7月31日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成30年8月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、この確認通知は、申請時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、申請時に遡って提出書類の確認をすることにより行うものとします。この結果、入札参加資格がなく申請を行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 営業企画担当 那須

電話 044-200-2491

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月10日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法及び最終的な入札参加資格の審査等

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者について、2に定める入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な審査をした上で、落札者として決定します。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、その入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

(6) 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書等の提出

落札候補者については、開札後速やかに、落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書及び平成20年4月1日以降に、大型乗合バス車両のラッピング施工の契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)を本件業務の発注部署(自動車部管理課 営業企画担当 電話044-200-2491)に持参し、確認を受けてください。

※ 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(7) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例

(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第52号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成30年7月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

川崎駅中央通路バス総合案内表示板設計製作設置業務委託

(2) 履行場所

川崎駅中央通路

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎駅中央通路において、路線バスの発車時刻の案内や多言語表記などに対応したバス総合案内表示板を設置し、バス利用者の利便性向上や、訪日外国人旅行者等の移動円滑化を図る。

(5) 契約上限金額

21,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

次の条件を全て満たしていること。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で記載されていること。

(4) 過去10年間(平成20年4月1日から平成30年3月31日)において、地方公共団体又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者から、路線バスに関する案内サイン又は可変式情報表示装置の開発・設置等の業務を受託した実績があること。

3 評価基準

(1) 理解度

ア 業務の目的及び求められる性能の理解度

- イ ユニバーサルデザインへの対応
- (2) 実現性
 - ア 路線バスの案内サイン・可変式情報表示装置の開発・設置等実績
 - イ スケジュール
 - ウ 実施体制
- (3) 企画力
 - ア 利便性向上に資する優れた性能
 - イ 機能の拡張性
- (4) 維持管理
 - ア 維持管理・サポート体制
 - イ ランニングコストに対する考え方
- (5) 価格
 - ア 提案内容と積算の整合性
- 4 プロポーザル参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
 - 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - 川崎御幸ビル9階
 - 川崎市交通局自動車部運輸課
 - 電話 044-200-3231 (直通)
 - F A X 044-200-3936
 - E-mail 82unyu@city.kawasaki.jp
 - ※ プロポーザル参加意向申出書(第3号様式)を配布する際、募集要領、提案仕様書、提案書(第1号様式)及び質問書も併せて配布します。
 - ※ プロポーザル参加意向申出書(第3号様式)及びその他の配布資料は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
 - 平成30年7月30日(月)から平成30年8月3日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 提出書類
 - ア プロポーザル参加意向申出書(第3号様式)
 - イ (4)に定める実績を証する書類(契約書の写し)
- (4) 提出方法
 - 持参
- 5 提案資格確認結果通知書の交付
 - プロポーザル参加意向申出書を提出した者に対して、提案資格確認結果通知書(第4号様式)を交付します。
 - (1) 交付日
 - 平成30年8月7日(火)
 - (2) 交付方法
 - 電子メール
- 6 プロポーザル関係書類提出要請書の交付
 - 提案資格確認結果通知書で提案資格を有すると認め

- られた者に対して、プロポーザル関係書類提出要請書(第2号様式)を交付します。
- (1) 交付日
 - 平成30年8月7日(火)
- (2) 交付方法
 - 電子メール
- 7 提案資格の喪失
 - 次のいずれかに該当するときは、プロポーザル提案資格を喪失します。
 - (1) 2のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 提出書類の提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
 - (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - (5) 提案価格が契約上限額を超えているとき。
 - (6) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかったとき。
- 8 提案書作成に関する質問及び回答
 - (1) 質問受付期間
 - 平成30年8月7日(火)から平成30年8月10日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 質問方法
 - 指定する質問書の様式により、4(1)のメールアドレスに開封確認付きの電子メールで送付してください。
 - (3) 質問に対する回答方法
 - 平成30年8月17日(金)までに、提案資格を有すると認められた全ての者に対し、電子メールで回答します。
- 9 提案書等の提出
 - (1) 提出場所
 - 4(1)と同じ
 - (2) 提出期間
 - 平成30年8月21日(火)から平成30年8月24日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (3) 提出書類及び部数
 - ア 提案書(第1号様式) 1部
 - イ 提案企画書 10部
 - ウ 提案価格(見積書) 1部
 - (4) 提出方法
 - 持参
- 10 プレゼンテーション及びヒアリング
 - (1) 日時・場所
 - 平成30年8月下旬(予定)
 - ※ 日時・場所については、別途お知らせします。
 - (2) 実施方法

本件委託業務を受託した場合における責任者及び実務担当者の出席（3名以内）により各社30分程度（説明15分、質疑応答15分）

11 結果通知

平成30年9月上旬（予定）に、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての者に対し、電子メールで結果通知書を送付します。

12 本件において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 契約書作成の要否

必要とします。

14 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提案書等の提出書類は返却しません。
- (3) 詳細については、募集要領及び提案仕様書を参照してください。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告（調達）第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
中型ノンステップバス（ディーゼル・8.99mクラス）7両
- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
平成31年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加

業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年9月3日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ アフターサービス・メンテナンス申告書
- ウ 検査の実施に関する誓約書
- エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年8月10日から平成30年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成30年9月26日 午前10時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成30年9月21日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Middle Non-step bus (Diesel 8.99m class)
2018 Model or 2019 Model Quantity 7

(2) Time limit for tender:

10:00 A.M. 26 September, 2018

(3) Time limit for tender by mail:

21 September, 2018

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
大型ハイブリッド・ノンステップバス（ディーゼル電気式・10.5mクラス）2両
- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
平成31年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年9月3日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ アフターサービス・メンテナンス申告書
 - ウ 検査の実施に関する誓約書
 - エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
平成30年8月10日から平成30年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法
入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - (1) 入札方法
 - ア 持参による入札の場合
 - (ア) 日時 平成30年9月26日 午前10時20分
 - (イ) 場所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - イ 郵送による入札の場合
 - (ア) 期限 平成30年9月21日 必着
 - (イ) 宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

- (2) 入札保証金
免除

- (3) 開札の日時及び場所
8(1)アに同じ。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

必要

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われ

た場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General bus - large Non-step bus (electric hybrid 10.5m class) 2018 Model or 2019 Model
Quantity 2

- (2) Time limit for tender:

10:20 A.M. 26 September, 2018

- (3) Time limit for tender by mail:

21 September, 2018

- (4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第10号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

大型ノンステップバス（ディーゼル・11mクラス）2両

- (2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

- (3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

- (4) 納入期限

平成31年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を

平成30年9月3日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ アフターサービス・メンテナンス申告書
- ウ 検査の実施に関する誓約書
- エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年8月10日から平成30年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 日時 平成30年9月26日 午前10時40分
- (イ) 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 期限 平成30年9月21日 必着
- (イ) 宛先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わないう者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

large Non-step bus(Diesel 11m class) 2018 Model or 2019 Model Quantity 2

(2) Time limit for tender:

10:40 A.M. 26 September, 2018

(3) Time limit for tender by mail:

21 September, 2018

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大型ノンステップバス（ディーゼル・10.5mクラス）9両

(2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

(3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

平成31年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年9月3日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。

(6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。

(7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ アフターサービス・メンテナンス申告書

ウ 検査の実施に関する誓約書

エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成30年8月10日から平成30年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 桜庭

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日時 平成30年9月26日 午前11時00分

(イ) 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期限 平成30年9月21日 必着

(イ) 宛先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Large Non-step bus(Diesel 10.5m class) 2018 Model or 2019 Model Quantity 9

- (2) Time limit for tender:
11:00 A.M. 26 September, 2018
- (3) Time limit for tender by mail:
21 September, 2018
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第31号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名

簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会

わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締

結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する拡張式懸室鏡の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年7月25日から平成30年8月1日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するへーベル付膀胱鏡セットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年7月25日から平成30年8月1日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用するボンサージェリーシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年7月25日から平成30年8月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する逆浸透法精製水製造装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	平成30年7月25日から平成30年8月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	平成30年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第32号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 7月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院貫流ボイラー設備改修工事設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1-30-37 (川崎市立多摩病院)
	履行期限	契約締結日から平成30年12月21日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「設備設計」 種目「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	平成30年7月25日から平成30年8月1日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	平成30年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第10号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年8月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行わ

れた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

- (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) 「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付し

ます。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの定めた期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。

- (1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）
- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
- (3) 設置条件に関する資料
- (4) 納入に要する期間に関する資料
- (5) 消耗品に関する資料
- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 在庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）

5 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の

案件ごとの定めるところによります。

- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する超電導磁気共鳴断層撮像システムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成31年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	平成30年8月10日から平成30年8月28日まで受け付けます。	
現場視察	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。(※下記担当に日程調整をすること) 視察期間：平成30年8月10日から平成30年9月7日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立井田病院 庶務課経理係 渡辺 044-766-2188 (代表)	

現 場 視 察	※問い合わせ時間：午前 8 時30分から午後 5 時00分まで (土・日及び、平日の午後 0 時00分から午後 1 時00分を除く)	
入 札 及 び 開 札	日 時	平成30年 9 月18日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第11号・案件1と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出	提出期限	平成30年 9 月14日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Magnetic resonance tomography imaging system to use at Ida hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 a.m., september, 18, 2018</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: September, 14, 2018</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our MRI room, we permit it until September 7. Then please call us beforehand. TEL: 044-200-3857 charged clerk: Kobayashi</p>	

川崎市病院局公告(調達)第11号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年 8 月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総 則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の

窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。
 - (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前 8 時30分から正午までと、午後 1 時から午後 5 時15分までに限ります。
 - (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
 - (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - (3) 「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
 - (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- 4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
 - (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
 - (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。
 - (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
 - (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。
- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
 - (2) 前払金の適用はありません。
 - (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院超電導磁気共鳴診断装置保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から平成37年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	平成30年8月10日から平成30年8月28日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	平成30年9月18日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第10号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

郵便による 入札書の提出	提出期限 平成30年9月14日 必着
	提出先 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。
最低制限価格	設定しません。
Summary	1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of magnetic resonance tomography imaging system at Ida hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., September, 18, 2018 3 Time-limit for tender by mail: September, 14, 2018 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)

川崎市病院局公告(調達)第12号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年8月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 役務の名称

- ① 川崎病院総合医療情報システム運用管理業務委託
- ② 井田病院総合医療情報システム運用管理業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- ① 平成30年7月23日
- ② 平成30年7月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- ① 株式会社 ソラスト 横浜支社
支社長 谷井 正明
横浜市神奈川区金港町1-7
- ② 株式会社 ソラスト 横浜支社
支社長 谷井 正明
横浜市神奈川区金港町1-7

5 契約金額

- ① 85,924,800円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- ② 75,816,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- ① 一般競争入札契約
- ② 一般競争入札契約

7 入札の公告(公示)を行った日

- ① 平成30年6月11日
- ② 平成30年6月11日

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第19号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成30年7月17日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年7月24日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
議案第24号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について
- 4 陳情審議
陳情第1号 「ICTタグを利用した登下校メール送信システム機器の設置に伴う教育財産

管理上の手続き」に係る要望について

5 その他報告等

川崎市教育委員会告示第20号

平成30年7月17日川崎市教育委員会告示第19号につきまして、次のとおり議事を追加いたします。また、議事の追加に伴い議案番号を訂正いたします。

平成30年7月23日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

1 日 時 平成30年7月24日(火)14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 追加する議事事項

議案第24号川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理について

4 議案番号の訂正

誤 議案第24号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

正 議案第25号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

監 査 公 表

30川監公第6号

平成30年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監公第9号で公表した定期監査及び同日付け29川監公第10号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

30川総行革第245号

平成30年6月29日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福 田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監報第8号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度定期監査結果に対する措置状況

1 手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行うべきもの [指摘の要旨]

川崎市屋外広告物条例(昭和46年条例第77号)第40条第3項によると、屋外広告物の許可の申請に対する審査に係る手数料については、申請の際、申請者から徴収するとされており、許可書は手数料の納付後に交付するものである。

当該手数料の徴収手続についてみたところ、納入通知書と許可書を同時に送付していた。

また、地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

当該手数料の未納債権についてみたところ、督促状を送付していない事例があった。

手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、手数料の納付後に許可書を交付することとしました。

また、個人別徴収簿による債権管理を徹底し、履行期限までに履行されない債権については、漏れのないように督促状を送付しました。

今後は、徴収手続及び債権管理の適正化に努めます。

(建設緑政局道路管理部路政課)

2 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に関する契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、物品購入に係る契約手続について周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

3 前渡金管理者口座を適切に取扱うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項の規定により資金の前渡をすることができる経費が定められており、この資金の前渡を受けた現金は、川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第94条第1項の規定によると、直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

前渡金を保管するための口座(以下「前渡金管理者口座」という。)をみたところ、緑の募金において職員個人から集金した現金を、その払込みまでの間、当該口座に預け入れて保管していた事例があった。

前渡金管理者口座は、その資金を確実に保管するためのものであり、目的外の現金を保管することは適切ではない。

前渡金管理者口座を適切に取り扱われたい。

[措置内容]

指摘事項については、緑の募金において職員個人から集金した現金の管理を所管課内の金庫で行うこととしました。

今後は、前渡金管理者口座の適正な管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課)

4 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

(1) 長期継続契約書に特約条項を記載すべきもの

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、契約書の一部を変更する契約を締結し、長期継続契約書に特約条項を追記しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(2) 備品等の管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、未報告の重要物品の増減について会計管理者へ報告を行いました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園)

イ 不用の決定又は処分決定を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品について不用の

決定又は処分の決定を行いました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課)

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の所在を確認しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

エ 備品整理簿又は動物整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品等を備品整理簿又は動物整理簿に登載しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

オ 備品整理簿への登載を重複して行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、重複して登載されていた備品を備品整理簿より削除しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(3) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

ア 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿へ登載しました。

今後は適正な消耗品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 消耗品出納簿の数量と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、経過を確認の上、消耗品出納簿の数量と実際の数量を一致させました。

今後は適正な消耗品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所、自転車利活用推進室)

(4) 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

ア 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、補職登録を行い、金銭出納員及び金銭取扱員を任命しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

イ 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所て任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、金銭出納員又は金銭取扱員の解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同生田緑地整備事務所)

ウ 金銭出納員又は物品取扱員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、金銭出納員及び物品取扱員の任命及び解任の手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

30川総行革第281号

平成30年6月29日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について

(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監報第9号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 軽易な事項で改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 正確な実績報告書の提出を求めるべきもの

預かり保育事業補助金について、実績報告書に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、公益社団法人川崎市幼稚園協会に対し正確な実績報告を行うよう指導し、修正された実績報告書を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎市幼稚園協会)

(こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 適正な財務諸表を作成すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の財務諸表をみたところ、貸借対照表の退職給付引当資産の金額と、年度末における該当口座の残高が一致していなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成するよう指導し、平成29年度末における財務諸表の退職給付引当資産の金額と、利子を除いた該当口座の金額が一致していることを確認しました。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

中小企業の会計に関する指針によると、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を未収還付法人税等として貸借対照表の流動資産に計上するとされている。

川崎臨港倉庫埠頭株式会社は平成27年度に純損失を計上しているが、同年度に計上すべき欠損に伴う法人税等の還付を、実際に還付を受けた平成28年度に計上していた。

市は、出資団体に対し、会計処理を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し会計処理を適正に行うよう指導し、修正された決算書類を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

(3) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 規則に基づいた適正な処理を行うべきもの

複写機の使用料について、証拠書類との照合を行わないまま収入に関する伝票を発行していた事例

[措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し規則に基づいた適正な処理を行うよう指導し、以後、平成30年3月分までの複写機使用料について、証拠書類に基づいて適切に金融機関に預け入れたことを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)
(健康福祉局保健医療政策室)

イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの
(ア) 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の特定資産の金額に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、出資団体に対し公益法人会計基準に基づいて「財務諸表に対する注記」を適正に記載するよう指導し、修正された財務諸表を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)
(健康福祉局保健医療政策室)

(イ) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の基本財産及び特定資産の財源等の内訳と、貸借対照表における基本財産への充当額及び特定資産への充当額が一致していなかった。

[措置内容]

指摘事項については、出資法人に対し今後財務諸表の注記に特定資産への充当額を記載するよう指導し、平成30年度予算書の財務諸表で当該記載を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)
(健康福祉局保健所環境保健課)

ウ 附属明細書を適正に作成すべきもの

附属明細書の一括償却資産の期首帳簿価額が前年度の期末帳簿価額と一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、出資法人に対し附属明細書を適正に作成するよう指導し、修正された附属明細書を確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

エ 経理規程を改めるべきもの

期末決算等において作成する書類について、現行の関係法令に則り作成されていたものの、経理規程が改正されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、現行法に則り経理規程を改正し、所管課が改正内容の確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(かわさきファズ株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 利用料金の決定に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市港湾振興会館条例(平成3年条例第34号)第9条第3項によると、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

川崎市港湾振興会館における利用料金に係る事務をみたところ、利用料金の額の一部について、市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対しすべての利用料金について市長の承認を得るよう指導し、以後指定管理者より提出された利用料金の申請に対し、承認の手続を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(2) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

次の事例の中には、収支報告と団体の当該指定管理に係る決算書類を照合することで防げるものが複数あることから、市は収支報告と決算書類の照合を確実に行われたい。

ア 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、複写料金の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書

について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、租税公課の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 川崎市中原老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 川崎市高津老人いこいの家他6箇所の事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、教養娯楽費、消耗品購入費、租税公課等の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

オ 川崎市高津老人福祉・地域交流センターの事例

(ア) 利用者が事務室内の電話を使用した際に実費として徴収した電話料金について、指定管理業務における収入として報告することなく、通信運搬費の費用と相殺していた。

(イ) 事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、通信運搬費及び租税公課の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書

について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

カ 川崎市平老人いこいの家他4箇所の事例

(ア) 実費として徴収した利用者の講座受講料等について、指定管理業務における収入として報告していなかった。

(イ) 実費として徴収した利用者のイベント保険料について、指定管理業務における収入として報告することなく、支払保険料の費用と相殺していた。

(ウ) 指定管理料で購入した備品の購入費について、誤って二重に計上していた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

キ 川崎市麻生老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ク 川崎市青少年の家の事例

収支決算書において、自主事業の参加費及び経費の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支決算書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。
(川崎フィールズパートナーズ)
(こども未来局青少年支援室)

ケ 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

事業報告書に含まれる収支報告書を指定管理者の出納簿と照合したところ、人件費及び管理費の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支決算書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

コ 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

(ア) 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費としても二重で計上されていた。

(イ) 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費として計上されていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し指定管理業務に係る経費と自主事業に係る経費の区分を明確にした収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

サ 川崎市港湾振興会館の事例

事業報告書に含まれる収支報告書を公益社団法人川崎港振興協会の総勘定元帳と照合したところ、事業報告書の収支報告の計上に一部誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し指定管理業務に係る収支、自主事業に係る収支及びそのいずれにも係らない収支をそれぞれ明確に区分した収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、確実な収支報告の確認に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(3) 指定管理業務と自主事業の区別を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市港湾振興会館の指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に沿った自主事業を行うことができると定められており、指定管理者の自主事業にかかる費用については、市は負担しないとされている。

川崎市港湾振興会館の指定管理業務基本仕様書を確認したところ、指定管理業務と自主事業の内容が区別できるように規定されておらず、収支報告書は両者を合算して提出されていた。

市は指定管理業務の内容を明確にし、自主事業と区別できるように仕様書等の記載を改められたい。

また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区別した事業計画書及び事業報告書を提出するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、次期公募時の基本仕様書において、指定管理業務として位置付ける業務を明確にし、自主事業と明確に区別できるよう記載を改めました。また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区別した事業計画書及び事業報告書を提出するよう指導しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(4) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市大師老人いこいの家他8箇所の事例

a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

b 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。また、帰属が不明確であった備品について再度確認を行ったところ、平成28年4月に協議を行い、市に帰属していることが確認されました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

[措置内容]

指摘事項については、一部備品については施設内での所在を確認し、また廃棄されていた一部備品については物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所の事例

a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の

備品整理簿に登載されていなかった。

- c 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品については、改めて確認の上物品受入処理を行いました。一部備品については廃棄により不存在であったため物品不用処分の決定を行い、さらに一部備品についてはすでに備品整理簿に登載されていることが確認されました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 川崎市高津区老人いこいの家他6箇所的事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品について、物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(オ) 川崎市高津区老人福祉・地域交流センターの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(カ) 川崎市平区老人いこいの家他4箇所の事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

- b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

- c 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、廃棄によ

り不存在であった備品とともに物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 川崎市宮前老人福祉センターの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

- c 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登載されていなかった本市帰属備品について物品受入処理を行いました。さらに、帰属が不明確であった物品については、指定管理者との協議により市に帰属することとしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ク) 川崎市登戸区老人いこいの家他6箇所の事例

寄贈された本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ケ) 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

- (社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(コ) 川崎市麻生老人福祉センターの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

c 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登録されていなかった本市帰属備品について物品受入処理を行いました。さらに、帰属が不明確であった物品については、指定管理者との協議により市に帰属することとしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(サ) 川崎市ヒルズすえながの事例

a 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。

b 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、また市の備品整理簿に登録されていなかった備品について備品整理簿の整備を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

(シ) 川崎市青少年の家の事例

a 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。

b 指定管理料で購入した本市帰属備品が、指定管理者から市に提出することとなっている備品台帳に登録されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、これらの備品については物品不用処分の決定を行いました。また、指定管理者より、改めて当該本市帰属備品について報告を受け、物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎フィールドパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

(ス) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

a 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。

b 指定管理者の管理することとなっている備品が廃棄により不存在であった。

c 指定管理者に貸与していない備品が貸与備品の一覧に登録されていた。

[措置内容]

指摘事項については、所在が不明であった物品は廃棄していたことが確認されたため、これらの備品については物品不用処分の決定を行いました。また、廃棄により不存在であった備品については物品不用処分の決定を行いました。さらに、

貸与備品の一覧に登録されていた指定管理者に貸与していない備品については、貸与備品の一覧からの削除を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

(セ) 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、市の備品整理簿に登録されていなかった備品について物品受入処理を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

イ 寄附金等の取扱を明確にすべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、寄附金及び寄贈物品並びに謝礼金の取扱が不明確となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、寄贈物品のうち、消耗品や1年以内に使い切ることが想定されるものについては、指定管理者に帰属するものとし、それ以外の寄贈物品、寄付金、謝礼金については市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取扱について、平成30年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

ウ 告示を適正に行うべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成29年12月に指定管理者の指定をした旨の告示を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

エ 報告書の提出を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市青少年の家の事例

基本協定書で提出することとされている四半期の指定管理業務実施報告書が提出されていない

かった。

[措置内容]

指摘事項については、平成30年3月に指定管理者より四半期の指定管理業務実施報告書の提出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

指定管理仕様書で提出することとされている四半期の事業実施報告書が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、平成30年3月に指定管理者より四半期の事業実施報告書の提出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第5号

平成30年度川崎市職員（大学卒程度）

採用試験（民間企業等職務経験者）の実施

について

平成30年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）を次のとおり行います。

平成30年7月25日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



KAWASAKI CITY

平成30年度 川崎市職員(大学卒程度)採用試験受験案内 － 民間企業等職務経験者 －

試験区分: 行政事務・社会福祉・土木・電気・機械・建築

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	8月9日(木) 午前9時 ~ 8月31日(金) 午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月20日(木) (予定)
第1次試験日	平成30年10月14日(日)【教養試験・経験小論文試験(注)】 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場 実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 行政事務区分では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験と して実施します。(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第1次合格発表日	10月30日(火) 午前10時(予定)(行政事務以外) 11月19日(月) 午前10時(予定)(行政事務)
第2次試験日	12月1日(土)、2日(日)のうち指定する1日 【集団討論・個別面接】
最終合格発表日	12月13日(木) 午前10時(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話: 044-200-3343 FAX: 044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	15名程度
社会福祉	主に、区役所保健福祉センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	5名程度
土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工管理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度
電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

年齢等【全区分】	
昭和34年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人	
職務経験・資格	
行政事務	次のいずれかの要件に該当する人(平成30年7月31日現在) 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人(平成30年7月31日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 民間の社会福祉施設等における相談業務等の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
土木 電気 機械 建築	次のいずれかの要件に該当する人(平成30年7月31日現在) 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した実務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎「職務経験について」

- 「職務経験」には、会社員や公務員等として週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が直近7年(平成23年8月1日から平成30年7月31日まで)中5年以上あることを要します。また、正規・非正規などの雇用形態は問いません。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含めることはできません。
- 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、

いずれか一方のみの職歴に限り、

- 3 平成23年7月31日以前から1年以上継続して勤務したものについては、平成23年8月1日以降の期間に限り、職務経験に通算することができます。
- 4 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近7年(平成23年8月1日から平成30年7月31日まで)中継続して2年以上活動していることを要します。複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限り、
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動経験期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日時	会場	合格発表日
教養試験【全区分】・経験小論文試験【全区分】			
全区分	【教養試験】・【経験小論文試験(注)】 10月14日(日) 集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 2時15分頃 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 (※受験票で指定した会場以外での受験はできません。) 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立橘高等学校 (川崎市中原区中丸子562) 市立高津高等学校 ※上履き持参 (川崎市高津区久本3-11-1)	10月30日(火) 午前10時(予定) 【行政事務:面談試験対象者】 【行政事務以外:第1次試験合格】
面談試験【行政事務】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
行政事務	【面談試験】 11月10日(土)・11日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月19日(月)午前10時(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 12月1日(土)・12月2日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 川崎市産業振興会館 (川崎市幸区堀川町66-20)	12月13日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 面談試験(行政事務)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を送付します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 面談試験の対象者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)面談試験当日に、また、行政事務以外の区分の第1次試験合格者には、「面接カード」を11月12日(月)(消印有効)までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、面談試験対象者発表の通知(行政事務)、または第1次試験合格発表の通知(行政事務以外)に同封いたしますので、11月5日(月)までに面談対象者発表の通知、または第1次試験合格発表の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。なお、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 社会福祉区分の第1次試験合格者には、資格取得に関する書類(社会福祉士・精神保健福祉士登録証の写し等)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【全区分】	
全区分	【主な出題分野】※出題の程度は大学卒業程度のものです。 時事、社会・人文(哲学、文学、芸術の出題はありません)、自然、文章理解(古文の出題はありません)、 判断・数的推理、資料解釈 ＜択一式 40問 120分＞
面談試験【行政事務】	
行政事務	机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ＜20分程度＞

(2) 第2次試験

経験小論文試験【全区分】	
全区分	職務経験に関する課題についての小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 ※経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ＜1,000字以上、1,200字以内 80分＞
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】＜30分程度＞ 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

(注) 教養試験の問題例、経験小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成31年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと(職務経験の証明ができない場合を含む)、「申込内容」、「面接カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

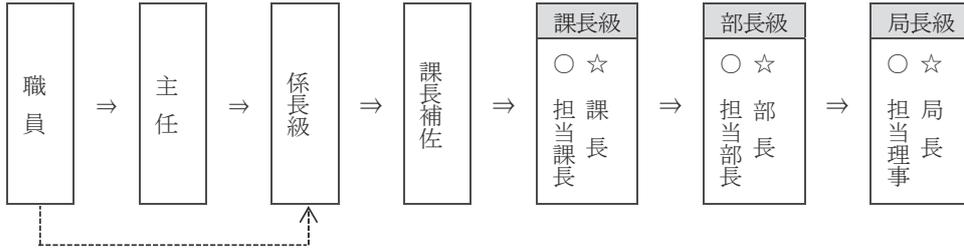
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、一般事務職、社会福祉職、土木職、電気職、機械職、建築職では係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳（最短）で係長級に昇任します。
- ※3 年齢や職歴にかかわらず、職員としての採用となります。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりです。なお、上限額は 317,956 円です。

職務経験年数	初任給 (平成30年4月1日現在、地域手当を含む額)
大学卒業後、民間企業等における職務経験が 7年の場合	259,700 円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が12年の場合	292,400 円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が17年の場合	317,900 円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.40月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成30年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 行政事務:300点 行政事務以外:180点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書(ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 行政事務:700点 行政事務以外:820点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成31年1月下旬以降に発送します。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】で行ってください。)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度 ー民間企業等職務経験者ー)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	平成30年8月9日(木)午前9時～8月31日(金)午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度-民間企業等職務経験者-)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と受験票の印刷	9月20日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務区分の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申し込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、受験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

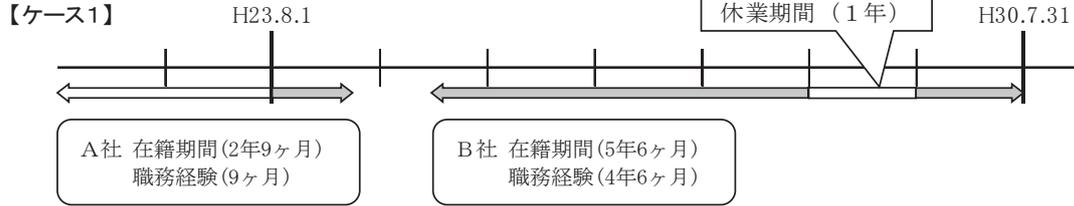
◎ 申込や経歴等に関するQ&A

Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

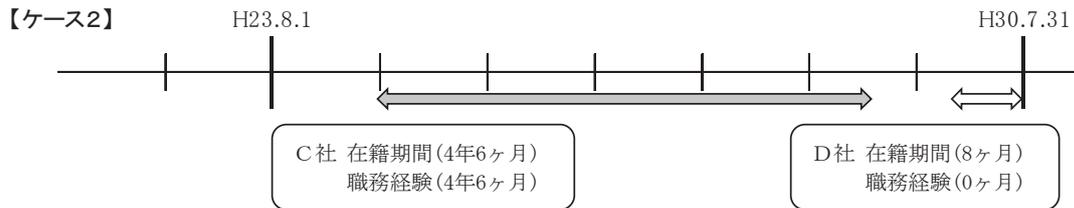
A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問い合わせに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



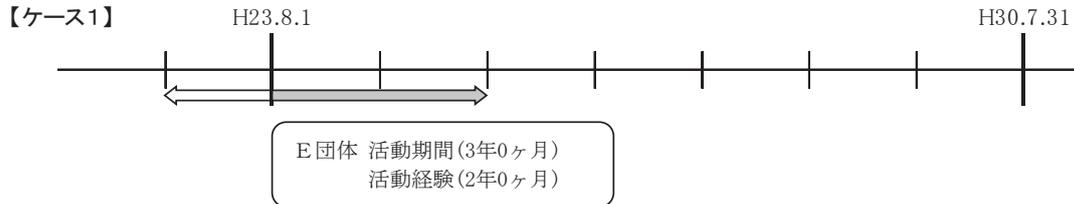
A社は在職期間が1年以上なので、平成23年8月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。



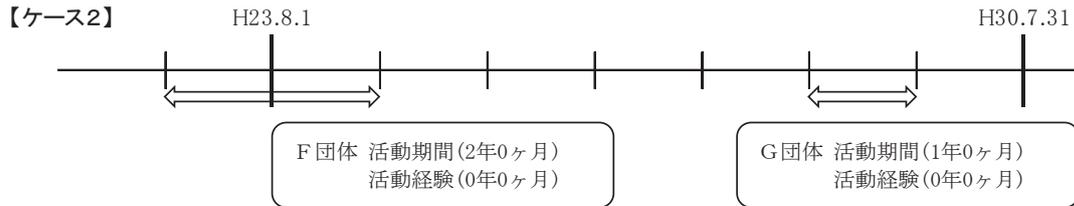
D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



E団体での平成23年8月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。



F団体では、活動期間が2年ありますが、平成23年8月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 社会福祉区分の職務経歴において、社会福祉施設等とはどのような施設が該当しますか。また、相談業務等とはどのような業務が該当しますか。

A4 社会福祉施設等に該当する主な施設は、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関などが該当します。また、相談業務等に該当する主な職務経歴は、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員などが該当します。

Q5 行政事務以外の区分では、どのように職務経歴を確認するのですか。

A5 最終合格者は、職務内容や職務経歴期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q6 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A6 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経歴期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

◎ 前年度(平成29年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	10	759	540	75	42	18	30.0
社会福祉	10	77	69	—	36	11	6.3
土 木	5	36	28	—	22	12	2.3
電 気	若干名	33	25	—	15	6	4.2
機 械	若干名	35	28	—	16	8	3.5
建 築	若干名	20	13	—	9	2	6.5

この採用試験では、民間企業等での職務経験がある優秀な人材を求めています。

☆民間企業等で培われた経験や専門知識を川崎市で生かそうという意欲のある人☆

☆広い視野と柔軟な発想力を持ち、川崎市職員として直ちに活躍できる人☆

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第73号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第3期	平成30年7月31日(第3期分)	計25件
平成30年度	介護保険料	第2期	平成30年7月31日(第2期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第1期	平成30年7月31日(第1期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第74号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第7期	平成30年7月31日(第7期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第8期	平成30年7月31日(第8期分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第9期	平成30年7月31日(第9期分)	計4件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	平成30年7月31日(第10期分)	計9件
平成30年度	国民健康保険料	過随4月	平成30年7月31日(過随4月分)	計1件

平成30年度	国民健康保険料	過随5月	平成30年7月31日(過随5月分)	計2件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年7月31日(第1期分)	計78件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第75号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	1期	平成30年7月31日	計48件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第28号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年7月19日

川崎市幸区長 石渡伸幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第29号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年7月31日 (第1期分)	計20件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第42号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第12期	平成30年7月31日	計1件
平成30年度	介護保険料	第2期	平成30年7月31日	計4件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第43号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	後期高齢者医療保険料	5月期分	平成30年7月31日	計2件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第43号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第6期分	平成30年7月31日 (第6期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第7期分	平成30年7月31日 (第7期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第8期分	平成30年7月31日 (第8期分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第9期分	平成30年7月31日 (第9期分)	計3件
平成29年度	国民健康保険料	第10期分	平成30年7月31日 (第10期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第44号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数 ・ 備考
平成 30年度	後期高齢者 医療保険料	過随 5月	平成30年7月30日 (過随5月分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第45号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第2期分	平成30年7月31日 (第2期分)	計1件
平成 30年度	介護 保険料	第3期分	平成30年7月31日 (第3期分)	計14件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第43号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成30年7月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第44号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第8期	平成30年7月31日	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第9期	平成30年7月31日	計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	第10期	平成30年7月31日	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	過随4月	平成30年7月31日	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過随5月	平成30年7月31日	計3件
平成 30年度	国民健康 保険料	第1期	平成30年7月31日	計5件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告**川崎市多摩区公告第57号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年7月20日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	介護 保険料	第1期	平成30年7月31日	6件
平成 30年度	介護 保険料	第2期	平成30年7月31日	11件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第58号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第9期	平成30年7月31日(第9期分)	計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期	平成30年7月31日(第10期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	過年4月	平成30年7月31日(過随4月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過年5月	平成30年7月31日(過随5月)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年7月31日(第1期分)	計50件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第59号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月31日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成30年度				計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第39号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	過随4月	平成30年7月31日(過随4月)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	過随5月	平成30年7月31日(過随5月)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第1期	平成30年7月31日(第1期分)	計56件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成30年 7月20日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第1期	平成30年7月31日(第1期分)	計1件
平成30年度	介護保険料	第2期	平成30年7月31日(第2期分)	計8件

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第3号**

平成30年9月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

平成30年7月20日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 宮原 春夫

登録を行う日 平成30年9月3日

幸区選挙管理委員会告示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第3号**

平成30年9月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

平成30年7月20日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 小林 伸行

登録を行う日 平成30年9月3日

中原区選挙管理委員会告示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第3号**

平成30年9月1日は地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるため、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録日を次のとおり変更します。

平成30年7月19日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 國松 勳

登録日 平成30年9月3日

多摩区選挙管理委員会告示**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第3号**

平成30年9月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

平成30年7月19日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 松岡 孝夫

登録を行う日 平成30年9月3日

辞 令**平成30年7月31日付人事異動**

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
免 港湾局港湾振興部長事務取扱	高橋 哲也	港湾局長 港湾局港湾振興部長事務取扱
(部長級)		
港湾局港湾振興部長	北出 徹也	新任

